# 公共住宅建設工事共通仕様書 (令和4年度版)

主な改定内容について

公 共 住 宅 事 業 者 等 連 絡 協 議 会 公共住宅事業者等連絡協議会 地方協議会

## 目 次

- 1. 建築編
- 2. 電気編
- 3. 機械編

1. 建築編

## 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 【建築編】 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
,	快日	内容	改定趣旨	1 1 1 月
			•	
1章	■一般共社	通事項		
1. 1. 1	一般事項	[標準仕 R4] (1) 適用範囲 <u>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(以下「標準仕様書」</u> という。)は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事に適用する。 [公住仕 R1及びR4] (1) 適用範囲 <u>公共住宅建設工事共通仕様書(建築工事編)(以下「公住仕(建築編)」</u> という。)は、公共住宅等の新築及び増築に係る建築工事に適用する。	公住仕に読み替え	事連協基準を継続
1.1.1	一般事項	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(4)優先順位</li> <li>(7)質問回答書((イ)から(オ)までに対するもの)</li> <li>[公住仕 R1及びR4]</li> <li>(5)すべての設計図書は、~</li> <li>(7)質問回答書及び追加説明書((イ)から(オ)までに対するもの)</li> </ul>	追加説明書 を追記	事連協基準を継続
1. 1. 5	書類の書 式及び取 扱い	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議する。</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、監督職員の指示による。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、発注者の標準書式によるほか、監督職員と協議する。</li> </ul>	発注者の標準 書式を準用す ることを追記	事連協基準を改定
1. 3. 10	施工中の 環境保全 等	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] (4) 雨天の場合等、やむを得ない場合を除き、住戸内部施工中は極力サッシ等を開放し、通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット及び押し入れ等閉塞箇所の扉などもできるだけ開放し、通風・換気を行う。	特に住宅の シックハウス 対策として必 要であること から追記	事連協基準を継続
1. 3. 14	境界杭, 測量杭等	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] (1) 工事の施工中において、境界杭、測量杭等は、次により、良好な維持管理を行う。 (7) 監督職員の指示がない限り、移設、除去又は埋設してはならない。 (4) 工事の施工中に損傷、紛失のおそれがないように、杭の周囲を保護する。 (2) 万一、損傷、紛失又は移動した場合は、遅滞なく監督職員に報告し、その後の原形復旧の指示を受ける。 (3) 境界杭天端が地盤又は構造物と差異が生じる場合には、監督職員に報告する。	境界杭, 測量 杭の維持管理 等はあることか ら追記	事連協基準を継続

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
1. 4. 2	材料の品質等	<ul> <li>[標準仕 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1及びR4]</li> <li>(8) 機材を選定する際、次の事項について配慮する。</li> <li>(ア) 維持が容易であり、部品交換等への対応が整備されており、交換が容易に行えるものであること。</li> <li>(イ) 施工が容易であり、施工の確実性が確保できるようマニュアル等が整備されていること。</li> </ul>	公住仕の電気 編、機械編と 整合して追記	事連協基準を継続
2章	■仮設工	事	· !	Į.
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし
3章	■土工事			•
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし
4章	■地業工	<b>*</b>		
4. 5. 4	材料その他	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(c) 鉄筋かごの補強は、特記による。なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(c) 鉄筋かごの補強は、特記による。特記がなければ、杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm), 1.5mを超える場合は鋼板9×50~75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ、1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接する。溶接長さは、補強材の幅とする。なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(c) 鉄筋かごの補強は、特記による。特記がなければ、杭径1.5m以下の場合は平鋼9~12×50(mm)、杭径1.5mを超え2.0m以下の場合は平鋼9~12×75(mm)、杭径2.0mを超える場合は平鋼12×75(mm)又は山形鋼9×75×75(mm)以上の補強リングを2~3mの間隔で配置し、主筋と補強リングとの接触部を溶接又は無溶接金具を用いて結合することとし、その溶接長さは、補強材の幅とする。なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</li> </ul>	建築工事監理 指針(令)」 (全) の P263 図4.5.12 の補強リングで対決のでは、1.12 の対法及び本では、1.12 (8) (ア) 本間に の補を準用して 改定	標準仕H31 で内容、 でか、 なで 全で で で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
5章	■鉄筋工具	事 		
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし

	項目	主な改定内容		供老
,	供日	内容	改定趣旨	備考
6章	■コンク	リート工事		-
6. 2. 2		<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(1) コンクリートの設計基準強度 (Fc) の値は、普通コンクリートにおいては36N/mm2 以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm2 以下とし、特記による。</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(1) コンクリートの設計基準強度 (Fc) の値は、普通コンクリートにおいては36N/mm2以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm2以下とし、特記による。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) コンクリートの設計基準強度 (Fc) の値は、普通コンクリートにおいては48N/mm2以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm2以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm2以下とし、特記による。</li> </ul>	近年の実績を 鑑み、普通コ ンクリートを 48N/mm2以下に 改定(JASS 5 (2022)に整 合)	事連協基準を改定
6. 8. 2	材料	[標準仕 R4] (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。 なお、柱及び梁以外の箇所で、 開口補強が不要であり、かつ、 スリーブ径が200mm以下の部分は、紙チューブとすることができる。  [公住仕 R1] (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。 なお、柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙チューブとすることができる。 (a) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 ~以下省略~  [公住仕 R4] (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。特記がなければ、次の(a)から(d)までによる。なお、柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙チューブとしてもよい。 (a) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 ~以下省略~	特記に記載が ないし、材料を が対一規 定	標準仕H31でたる仕でもなって、 では内が、改せでのでのでは、 でのでのでででである仕でのでのです。
6. 8. 3	型枠の加 工及び組 立	[標準仕 R4] (9) 型枠締付け金物にコーンを使用する箇所は、次による。以下(ア)~(カ)まで規定。 [公住仕 R1及びR4] 型枠締付け金物にコーンを使用する箇所は、次による。 (キ) 断熱材あと貼り工法及び吹付け工法面	断熱施工面を追加	事連協基準を継続

	否口	主な改定内容		備考
1	須目	内容	改定趣旨	I INH 45
6. 8. 4	型枠の存置期間及び取外し	[標準仕 R4] (3) 片持梁、ひさし、長大スパンの梁、大型スラブ等の型枠を支持する支柱、施工荷重が大きく、コンクリートに支障が生じるおそれがある場合の支柱等は、必要に応じて、存置期間を延長する。  [公住仕 R1及びR4] (3) 片持梁,片持ちスラブ,長大スパンの梁(SRCの場合10m以上,RCの場合8m以上。)及び内のり面積が24㎡を超える大型スラブの型枠を支持する支柱の存置期間は次による。 (7) 材齢28日以上かつ圧縮強度が設計基準強度以上であることが確認されるまでとする。 (イ) スラブをプレキャスト合成床材とした場合は、スラブ内のり面積にかかわらず、圧縮強度が設計基準強度以上であることが確認されるまでとする。 (7) 支柱は、原則として下部2層受けとし、コンクリート打設後7日間以上は打設した当該スラブ下及び梁下と、その下階のスラブ下及び梁下に存置する。	共同住宅の の は に は の と の と の と の と の と 、 り 、 り 、 り に り た り し た り し て う し て う し て う し て う し て う し て う を う し を う し を う と う と う と う と う と う と う と う と う と う	事連協基準を継続
6. 16. 1	ンクリート	<ul> <li>[標準仕 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(1) 設計基準強度(Fc)が36N/mm2を超える高強度コンクリートに適用する。</li> <li>(2) この節に規定する事項以外は、1節から9節までによる。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) 設計基準強度(Fc)が48N/mm2を超える高強度コンクリートに適用する。なお、設計基準強度(Fc)が80N/mm2を超える高強度コンクリートの品質等は特記による。</li> <li>(2) この節に規定する事項以外は、1節から9節までによる。</li> </ul>	高強度コンク リートの強度 はJASS5 (2022) に準拠して 45N/mm2を超え ることに改定	事連協基準を改定
6. 16. 2	品質	[標準仕 R4] 記載なし  [公住仕 R1] (1) 水セメント比及び単位セメント量は、特記による。(2) スランプ <u>又は</u> スランプフローは特記による。特記がなければ、設計基準強度が45N/mm2未満の場合はスランプ21cm以下又はスランプフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm2以上、60N/mm2以下の場合はスランプ23cm以下又はスランプフロー60cm以下とする。  [公住仕 R4] (1) 水セメント比及び単位セメント量は、特記による。(2) スランプ及びスランプフローは特記による。特記がなければ、設計基準強度が48N/mm2を超え60N/mm2以下の場合はスランプフロー60cm以下、設計基準強度が60N/mm2を超え80N/mm2以下の場合はスランプフロー60cm以下、設計基準強度が60N/mm2を超え80N/mm2以下の場合はスランプフロー60cm以下、設計基準強度が60N/mm2を超え80N/mm2以下の場合はスランプフロー60cm以下の場合はスランプフロー60cm以下の場合はスランプフロー60cm以下、設計基準強度が60N/mm2を超え80N/mm2以下の場合はスランプフロー60cm~65cmを標準とする。	高強度コンク リートのスラ ンプ及びスラ ンプフローは JASS5 (2022) に 準拠して追記	事連協基準を改定
6. 16. 3	材料	<ul> <li>[標準仕 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1及びR4]</li> <li>(1) 練混ぜ水は、6.3.1の(3)による。ただし、回収水は使用しない。</li> <li>(2) 混和材料</li> <li>(7) 混和剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)による高性能AE減水剤とする。</li> <li>(4) (7)以外の混和材料は、特記による。</li> </ul>	高強度コンク リートの練混 ぜ水及び混和 材料を追加	事連協基準 を継続

項目		主な改定内容		· 備考
		内容	改定趣旨	1 1 1 用 与
6. 16. 4	コンク リート製 造工場の 選定	[標準仕 R4] 記載なし  [公住仕 R1及びR4] コンクリート製造工場の選定は、高強度コンクリートの製造能力がある工場で、当該工事の調合管理強度又はこれに近い強度のコンクリート出荷実績があり、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の区分「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。	高強度コンク リートの製造 工場を追加	事連協基準を継続
7章	■鉄骨工事	<b>₽</b>	<u>!</u>	
7. 9. 4	耐火材吹付け	[標準仕 R4] 記載なし  [公住仕 R1] (2) 施工に先立ち、支障となる浮き錆、付着油等は除去する。 (3) 耐火材の吹付け厚さは、確認ピンを用いて確認する。スラブ 及び壁面については2㎡程度につき1箇所以上とし、柱は1面に 各1箇所以上、梁は1本当たり、ウェブ両側に各1本、下フランジ 下面に1本、下フランジ端部両側に各1本差し込んで確認する。 なお、確認ピンは、そのまま存置しておく。  [公住仕 R4] 上記の規定を削除	住宅に特化し た内容ではな いことから削 除	事連協基準から削除
8章 ■コンクリートフ゛ロック・ALCハ゜ネル・押出成形セメント板工事				
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし

主な改定内容項目		備考		
-	只口	内容	改定趣旨	1
9章	■防水工事			
9. 1. 1	一般事項	[標準仕 R4] この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、塗膜防水及びケイ酸質系塗布防水の防水工事並びにシーリング工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。 [公住仕 R1] この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、ウレタンゴム系塗膜防水、及びケイ酸質系塗布防水、ケイ酸質系塗布防水、FRP系塗膜防水、透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト並びにシーリング工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。 [公住仕 R4] この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、塗膜防水、ケイ酸質系塗布防水、FRP系塗膜防水、透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト並びにシーリング工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。	ウ膜イ防水 公工書工・膜・シ・・フル が酸水に 共事か法F防透一防びアト 乗準以継P 防ででいる 金には、一次ででは、一次で変に、 一次でである。 金には、一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	事連協基準を継続
9. 3. 2	改フシ水 材 質ァー アルト スト防	[標準仕 R4] 記載なし  [公住仕 R1] (エ) 屋根保護防水密着断熱工法 (トーチ工法) に用いる断熱材は、9.2.2(8)による。 (オ) 絶縁用シートに使用する材料は、特記による。特記がなければ、屋根保護防水密着工法 (トーチ工法) の場合は、ボリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上のものとし、屋根保護防水密着断熱工法の場合は、ボリブロビレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度)とする。 (カ) 成形伸縮目地材は、9.2.2(11)による。(ナ) 成形緩衝材は、9.2.2(12)による。(ケ) 立上り部は、9.2.2(14)及び(15)による。なお、露出とする場合は、製造所の仕様とする。  [公住仕 R4] (エ) 屋根保護防水密着断熱工法 (トーチ工法) に用いる断熱材は、9.2.2(8)による。 (オ) 絶縁用シートに使用する材料は、特記による。特記がなければ、屋根保護防水密着工法 (トーチ工法) の場合は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上のもの又はポリプロビレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度)とし、屋根保護防水密着断熱工法の場合は、ポリプロビレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度)とし、屋根保護防水密着断熱工法の場合は、ポリプロビレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度)とする。 (カ) 成形伸縮目地材は、9.2.2(11)(7)による。 (オ) 成形緩衝材は、9.2.2(11)(7)による。(オ) 成形緩衝材は、9.2.2(11)(1)による。なお、露出とする場合の仕上塗料は、改質アスファルトシートの製造所の仕様とする。	屋根保護防水 密着断熱工造 で改定	事連協基準を改定

	頁目	主な改定内容		備考		
	共日	内容	改定趣旨	1佣石		
9. 3. 3	防水層の 種別及び 工程	<ul> <li>[標準化 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1] 表9.3.4及び表9.3.5の注釈</li> <li>(注) 1. 立上りは、絶縁用シートを省略する。 2. 保護コンクリートには、溶接金網を敷き込む。</li> <li>[公住仕 R4] 表9.3.4及び表9.3.5の注釈</li> <li>(注) 1. 立上りは、絶縁用シートを省略する。 2. 立上り部における保護工法又は露出の種別は、特記による。 3. 保護コンクリートには、溶接金網を敷き込む。</li> </ul>	表の注釈立上り部の保護又は露出は特記によることを追記	事連協基準を改定		
9. 3. 5	<u>保護層等</u> の施工	[標準化 R4] 記載なし [公住仕 R1] 記載なし [公住仕 R4] (1) 平場部の保護層の施工は、9.2.5(1)~(3)及び(4)(7)~(4)(ウ) による。 (2) 立上り部を保護する場合の工法は、特記による。 (3) 伸縮目地は、9.2.5(6)による。 (4) 屋上排水溝の設置は、9.2.5(7)による。	保護層等の施 工を追記	事連協基準を追加		
10章	■石工事					
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし		
11章	■タイル□	<b>工事</b>				
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし		

_	伍 口	主な改定内容		備考
,	項目	内容	改定趣旨	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
12章	■木工事			
12. 2. 1	木材	<ul> <li>【標準仕 R4】</li> <li>(お) パーティクルボードは JIS A 5908 (パーティクルボード) に基づき、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分及び厚さは特記による。特記がなければ、厚さ15mm、曲げ強さによる区分は13タイプ、耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。</li> <li>【公住仕 R1】</li> <li>(ク) ベースパネルに使用するパーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) によるものとし、次による。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、特記による。特記がなければ、下会会会をとする。</li> <li>(a) 曲げによる区分は、素地パーティクルボードは18タイプ、単板張りパーティクルボードは30−15タイプ、耐水性による区分は耐水1 (Mタイプ) 又は耐水2 (Pタイプ) とする。</li> <li>(b) 表面及び裏面の状態はRS (研磨板) とし、硬さはフローリング及び下張り用合板の釘打ちに支煙のない程度とする。</li> <li>(c) 19.1.3[水掛りの範囲]に使用する場合は、表・裏面及び小口面にパラフィン (50g/㎡以上)を含浸させたものとする。なお、現場で切断する場合は、切断した小口面に防湿剤(液状パラフィン)を塗布する等の有効な防湿処置を行う。</li> <li>【公住仕 R4】</li> <li>(オ) パーティクルボードはJIS A 5908 (パーティクルボード)に基づき、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、離水性による区分、無燃性による区分及び厚さは特記による。特記がなければ、厚さ15mm、曲げ強さによる区分は13タイプ、耐水性による区分及び耐水性による区分は、次による。ただし、19章11節のベースパネルに使用する場合の厚さは、表19.11、2による。なお、表裏面の状態による区分、次による。</li> <li>(a) 表裏面の状態はRS (研磨板) とし、硬さはフローリング及び捨て張り合板の釘打ちに支障のない程度とする。</li> <li>(b) 曲げ強さによる区分は、素地パーティクルボードは18タイプ、単板張りパーティクルボードは30−15タイプとする。</li> <li>(c) 耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。</li> <li>(d) 耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。</li> </ul>	床テド20に定耐で樹ミのい水すでを地クつ年拠、性、 樹着基能こラ除のルいJIし にごがのをの確とイパボて改て つエメのをの確とイー、正改 いルラ他用耐保しン	事連協基準を改定
4節 12. 4. 2	鉄筋コーク・造部軸床 エットトウ切び	[標準仕 R4] 工法は、表12.4.1による。 (表の記載省略)  [公住仕 R1] 工法は、表12.4.1による。 (表の記載省略)  [公住仕 R4] 項名称を「床、壁、天井、下地材回り」に改定 (1) 土台等の取付けは、両端を押さえ、鋼製拡張式アンカー (M6~M8間隔900mm内外) 又は埋込みボルト (9ゅ間隔900mm内外) とする。  (11) 設備関係の取合せ部及び仕上げ部品の取付けに必要な箇所は補強する。	標準住はも内が、RCはも内が、RCはも内が、RCはも内が、RCに事内を を使えるたでは事にない。 を使えるためでは、RCは事にない。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 を使えるという。 をした。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という	標準仕を準拠した内容から事連協基準に改定

75	<del> </del>	主な改定内容		/+++ <b>*</b>
H	頁目	内容	改定趣旨	備考
5節 12. 5. 2	窓、 り口 他 工法	<ul> <li>[標準仕 R4]         工法は、表12.5.1による。         (表の記載省略)</li> <li>[公住仕 R1]         工法は、表12.5.1による。         (表の記載省略)</li> <li>[公住仕 R4]         項名称を「開口部回り」に改定         (1) アルミサッシに接する箇所は、クリヤラッカー又は</li></ul>	標準仕は木造 住宅にもあったは を を を を は仕で は の 木 工 た 内 で と さ の た で は た て と る た が 、 と き る た が 、 と た し た し た し た し た と た と た と た と た と と と と	標準仕を準拠した事連に改革を基準に改定
12. 5. 3	敷居、かも居等	<ul> <li>[標準仕 R4] 工法は、表12.5.1による。 (表の記載省略)</li> <li>[公住仕 R1] 工法は、表12.5.1による。 (表の記載省略)</li> <li>[公住仕 R4] (1) 敷居及びかも居は両端2箇所隠し釘打ちとする。 (2) 敷居下端と土台との間には、両端部及び450mm内外の間隔に 飼木を設置する。 (3) 飼木は、根太と同樹種とし接着剤併用の斜め釘留めとする。 (4) らんま吊束は、上端、下端とも短ほぞ差しとし、ビス留め等の隠し補強を行う。 (5) コンクリート壁面の付けかも居は、下地材をナイロンプラグ (M6 @900 内外) で取り付け、その上に付けかも居を接着剤併用の釘留め (@450mm内外) により取り付ける。</li> </ul>	同上	同上
12. 5. 4	押入れ、 物入れ等	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>記載なし</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>記載なし</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) 中棚の雑巾ずりはステンレス釘 (SUS 304) により、225mm内外の間隔で釘留めする。</li> <li>(2) 押入れ中かも居は、かまちに釘留めしてはならない。</li> </ul>	同上	同上

	否口	主な改定内容		/# <del>**</del>
項目		内容	改定趣旨	- 備考
13章	■屋根及で	ブとい工事		
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし
14章	■金属工具	<u> </u>	•	•
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし
15章	■左官工事	事		•
15. 7. 2	マスチッ ク塗材塗 り	[標準仕 R4] (1) マスチック塗材塗りは表15.7.1により、○印の工程を行い、種別は特記による。  [公住仕 R1及びR4] (1) マスチック塗材の品質及び性能は特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。ただし、内装仕上げに用いるマスチック塗材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。なお、マスチック塗材塗りの工程は、表15.7.1により、種別は、特記による。	マスチック塗 材の品質及び 性能等を追記	事連協基準を継続
16章	■建具工	<u> </u>		
16. 2. 2	アルミニ ウム製建 具 性能等	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(1) 建具の性能及び構造は、ドアセットの場合はJIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(1) 建具の性能及び構造は、ドアセットの場合はJIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) 建具の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様によるほか、ドアセットの場合はJIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。</li> </ul>	アルミニウム 製建具の品質 及び性能を追 記	事連協基準を改定

	<b>五</b> 口	主な改定内容		/#: #z.
1	頁目	内容	改定趣旨	· 備考
16. 4. 2	鋼製建具 <u>性能等</u>	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(1) 建具の性能及び構造は、ドアセットの場合は JIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(1) 建具の性能及び構造は、16.2.2(1)による。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) 建具の性能等は、ドアセットの場合は JIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。 ただし、玄関ドアの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</li> </ul>	鋼製建具の品 質及び性能を 追記	事連協基準を改定
16. 7. 2	木製建具材料	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(2) フラッシュ戸の材料は、表16.7.2及び次による。</li> <li>[公住仕 R1及びR4]</li> <li>(2) フラッシュ戸の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、次によるほか、建具製造所の仕様による。</li> </ul>	フラッシュ戸 の品質及び性 能を追記	事連協基準を継続
16. 7. 2	木製建具材料	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(3) かまち戸の材料</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(3) かまち戸の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。なお、材料は、次による。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(3) かまち戸の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、次によるほか、建具製作所の仕様による。</li> </ul>	かまち戸の品質及び性能を追記	事連協基準 を改定
16. 7. 2	木製建具材料	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] (10) 量産ふすまの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、建具製造所の仕様による。	量産ふすまの 品質及び性能 を追記	事連協基準を継続
16. 8. 2	建具用金 物 材質、形 状及び寸 法	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1] (7) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前、各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能は特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。 [公住仕 R4] (7) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前、各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザの品質及び性能は特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。	錠前、ドアクローザの品質及び性能を追記	事連協基準を継続

172	[目	主な改定内容		- 備考	
步	ł Ħ	内容	改定趣旨	7	
16. 8. 4	鍵	[標準仕 R4] 記載なし  [公住仕 R1] (1) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉 (a) 錠前の種別は特記による。特記がなければ、サムターン付 ~以下省略~ (2) 引違い戸、引違い窓 (a) 接地階及びその直上階並びに共用廊下に面する建具の締り 金物 (クレセント等) は、面格子のない場合、鍵付きとする。(b) 鍵違いの種類は特記による。特記がなければ、6種類以上とする。 (c) 隣住戸とは同一の鍵とならないよう配置する。 (d) 鍵の本数は特記による。特記がなければ、1住戸につき3本とする。 (位) 解の本数は特記による。特記がなければ、サムターン付 ~以下省略~ (2) 引違い戸、引違い窓 (7) 接地階及びその直上階並びに共用廊下に面する建具の締り 金物 (クレセント等) は、面格子のない場合、鍵付きとする。 (4) (7)の鍵付きの仕様は次による。 (a) 鍵違いの種類は特記による。特記がなければ、6種類以上とする。 (b) 隣住戸とは同一の鍵とならないよう配置する。 (c) 鍵の本数は特記による。特記がなければ、1住戸につき3本とする。	鍵の仕様を追記	事連協基準を継続	
17章	■カーテン	ノウォール工事			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし	
18章	■塗装工事	事 ·			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし	

T	<b>五</b> 口	主な改定内容		/
-	頁目	内容	改定趣旨	備考
19章	■内装工	<b>*</b>		
19. 1. 3	水掛りの範囲	[標準仕 R4] 記載なし  [公住仕 R1] この章で規定する水掛りの範囲は次による。ただし、各節及び特記で規定されている場合はこの限りでない。 (7) 便所、洗面脱衣室及び洗濯機置き場の床及び壁 (4) 図19.1.1に示す台所の流し台、調理台及びコンロ台前面及び側面1m以内の床並びにこれらに接する壁  [公住仕 R4] (1) この章で規定する水掛りの範囲は次による。ただし、各節及び特記で規定されている場合はこの限りでない。 (ア) 便所、洗面脱衣室及び洗濯機置き場の床及び壁 (イ) 図19.1.1に示す台所の流し台、調理台及びコンロ台前面及び側面1m以内の床並びにこれらに接する壁 (2) 水掛り範囲に使用する合板及びボード類は、耐水性のあるものとする。	水掛りの範囲 を追え、現行の表 19.7.1注(2)に 移動して記載 で記載	事連協基準を継続
19. 5. 2 19. 5. 4	材料 釘留め工 法	[標準仕 R4] (イ) 複合フローリング 化粧加工の方法は、天然木化粧とする。  [公住仕 R1及びR4] (イ) 複合フローリング (a) 天然木化粧複合フローリング ~省略~ (b) 特殊加工化粧複合フローリング ~省略~	天然木化粧複 合フローリン グ材の仕様を 追記	事連協基準 を継続
19. 6. 2	畳敷き材料	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>(2) 衝撃緩和型畳は、次による。</li> <li>(ア) 畳床は、JIS A 5917 (衝撃緩和型畳床)による。また、畳表は、JIS A 5902 に基づくC1又はC2 とし、適用は特記による。</li> <li>(イ) (ア)以外は、畳製造所の仕様による。</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(2) 畳は、JIS A 5902(畳)に基づき、表示をする。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(2) 衝撃緩和型畳</li></ul>	衝撃緩和畳の品と畳裏ではいる。表示を追記	事連協基準を追加

	<del></del>	主な改定内容		/+H: -+y.
1	頁目	内容	改定趣旨	備考
19. 9. 1	断熱・防露 一般事項	[標準仕 R4] この節は、 断熱材の打込み及び現場発泡工法に適用する。 [公住仕 R1及びR4] この節は、鉄筋コンクリート造等の断熱材の打込み工法,現場発泡工 <u>法及びあと張り工法(S1工法等)</u> に適用する。	適用範囲において、断熱材のあと張り工法(S1工法等)を追記	事連協基準を継続
19. 9. 4	断熱・水 動・水 が 数・水 が は い に い に い に に い に に の に に の に 。	<ul> <li>[標準仕 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>19.9.4 断熱材あと張り工法(S1工法等)</li> <li>(1) 材料 <ul> <li>(ウ) 断熱材張り用接着剤は、JIS A 5547(発泡プラスチック保温板用接着剤)の一液・無溶剤型変成シリコーン系接着剤とし、ホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆とする。</li> <li>(エ) 梁側面、梁底面(幅300mm以上の場合。)又は天井面に断熱材を張り付ける場合に使用するプラスチックピンは、断熱材の重さに対し十分な耐引抜き強度を有するものとし、断熱材製造所の仕様による。なお、材質は燃えにくく、断熱性を損なわないものとする。</li> </ul> </li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>19.9.5 断熱材あと張り工法(S1工法等)</li> <li>(1) 材料 <ul> <li>(イ) 断熱材張り用接着剤は、JIS A 5547(発泡プラスチック保温板用接着剤)の一液・無溶剤型変成シリコーン系接着剤とする。</li> <li>(ウ)壁面、梁側面、幅300mm以上の梁底面及び天井面に発泡ブラスチック断熱材裏打ちせっこうボード又は裏打ち合板(単体張りを除く。)を張り付ける場合に使用するプラスチック製のピンは、断熱材の重さに対し十分な耐引抜き強度を有するものとし、断熱材の重さに対し十分な耐引技き強度を有するものとし、断熱材の生き損なわないものとする。なお、材質は燃えにくく、断熱性を損なわないものとする。</li> </ul> </li> </ul>	19.9.4に断熱 材のあい。S1工法 の一部の 語句を改定	事連協基準を継続
10節		[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] 19.10.1 材料 19.10.2 施工	発泡プラス チック系床下 地張り工法を 継続して規定	事連協基準を継続
11節	乾式遮音 二重床下 地張り工 法	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] 19.11.1 材料 19.11.2 施工	乾式遮音二重 床下地張り工 法を追記	事連協基準 を継続
12節	内装プレ ハブ工法	[標準化 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] 19.12.1 適用範囲 19.12.2 材料 19.12.3 製作,組立て及び工法	内装プレハブ 工法を追記	事連協基準を継続

_	項目	主な改定内容		/
-	東口 ロー	内容	改定趣旨	備考
20章	■ユニッ	ト及びその他の工事		-
20. 2. 6	手すり	<ul> <li>[標準仕 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>20.2.20 手すりユニット</li> <li>(1) 手すりユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</li> <li>(2) 手すりユニットの種類 (廊下用,バルコニー用)、材質 (アルミニウム合金製、スチール製、ステンレス製)、形状 (手すり子タイプ,目隠しパネルタイプ)及び寸法(支柱間隔,高さ等)は特記による。</li> <li>(3) 躯体への支持方法 (床支持,壁支持,方立て支持)の種別は、特記による。</li> <li>(4) 床支持の場合の支柱脚部躯体立上りは、コンクリートのかぶり厚さを確保するとともに、支柱脚部への雨水浸入防止対策を講ずる。</li> <li>(20.2.21 補助手すりの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</li> <li>(2) 補助手すりの形状、寸法、材質は特記による。</li> <li>(2) 補助手すりの形状、寸法、材質は特記による。</li> <li>(4) 手すりユニットの看質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</li> <li>(4) 手すりユニットの種類 (廊下用,バルコニー用)、材質 (アルミニウム合金製、スチール製、ステンレス製)、形状 (手すり子タイプ、目隠しパネルタイプ)及び寸法(支柱間隔,高さ等)は特記による。</li> <li>(4) 豚なへの支持方法(床支持,壁支持,方立て支持)の種別は、特記による。</li> <li>(5) 躯体への支持方法(床支持,壁支持,方立て支持)の種別は、特記による。</li> <li>(2) 補助手すりの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</li> <li>(4) 補助手すりの形状、寸法、材質は特記による。</li> <li>(4) 補助手すりの形状、寸法、材質は特記による。</li> </ul>	手すの品等を追っている。	事連協基準を継続
20. 2. 17	浴室ユニット	<ul> <li>[標準仕 R4]</li> <li>記載なし。</li> <li>[公住仕 R1及びR4]</li> <li>(1) 浴室ユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様によるものとし、製品に使用する構成材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、浴室ユニット室外の補強材は除くものとする。</li> <li>(2) 浴室ユニットの種類、形状、寸法(内法)、材質は特記による。</li> </ul>	浴室ユニット の品質及び性 能等を追記	事連協基準を継続

15	<del></del>	主な改定内容		/#: ±z.
	頁目	内容	改定趣旨	備考
20. 2. 18	キッチンユニット	<ul> <li>[標準仕 R4] 記載なし</li> <li>[公住仕 R1]</li> <li>(1) キッチンキャビネットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。ただし、製品に使用する構成材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</li> <li>(2) キッチンキャビネットの種類(セクショナルキッチン、システムキッチン)、寸法(高さ、奥行き、間口等)、材質、付属部品(包丁差し、トレイ等)は特記による。</li> <li>[公住仕 R4]</li> <li>(1) キッチンユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。ただし、製品に使用する構成材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</li> <li>(2) キッチンユニットの種類(セクショナルキッチン、システムキッチン)、寸法(高さ、奥行き、間口等)、材質、付属部品(包丁差し、トレイ等)は特記による。</li> </ul>	キッチンユ ニットの品質 及び性能等を 追記	事連協基準を継続
20. 2. 19	郵便受箱	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] (1) 郵便受箱の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、 製造所の仕様による。 (2) 郵便受箱の形状、寸法、材質は特記による。	郵便受箱の品質及び性能等を追記	事連協基準を継続
20. 2. 20	機械式宅を記されている。	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] (1) 住棟内の共用部分(エントランス等)に設置し、宅配便等の受け渡しを無人で行える共用型の機械式宅配ボックスについて適用する。 (2) 機械式宅配ボックス装置の品質及び性能は、特記による。 (3) 電気制御式宅配ボックスについては、公住仕(電気編)1.10.13「電気制御式宅配ボックス装置」による。 [公住仕 R1及びR4] (1) 住棟内の共用部分(エントランス等)に設置し、宅配便等の受け渡しを無人で行える共用型の機械式宅配ボックスについて適用する。 (2) 機械式宅配ボックス装置の品質及び性能は、特記による。 (3) 電気制御式宅配ボックスについては、公住仕(電気編)第6編第1章第10節1.10.12「電気制御式宅配ボックス装置」による。	機械式宅配ボックス装置の品質及び性能等を追記	事連協基準を継続
20. 2. 21	隔板	[標準仕 R4]         記載なし         [公住仕 R1]         記載なし         [公住仕 R4]         (1) 隔板の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、         製造所の仕様による。         (2) 隔板の形状、寸法、材質は特記による。	隔板の品質及 び性能等を追 記	事連協基準 を追加

	五口	主な改定内容		/± ±
	頁目	内容	改定趣旨	備考
21章	■排水工事			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし
22章	■舗装工事	事		
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。		改定なし
23章	■植栽及で	プ 屋上緑化工事	!	Į.
23章 6節~11 節		[標準仕 R4]         記載なし         [公住仕 R1及びR4]         6節 ウォール・擁壁         7節 修景施設         8節 遊戯施設及びサービス施設         9節 管理施設         10節 建築施設組立         11節 グラウンド舗装	屋外整備工事に関する事項を追記	事連協基準を継続
24章	■PC工法	こよる工事		
24章	PC工法に よる工事	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1] 1節 一般事項 2節 PC部材製造に用いる材料及び部品 3節 PC部材の製造 4節 基礎及び基礎梁 5節 PC部材の運搬・受入れ及び組立て 6節 溶接接合 7節 ユリーブ接合 8節 その他接合 9節 狭小部充填コンクリート 10節 敷きモルタル 11節 防水処理 12節 現場における仕上げの下地処理 [公住仕 R4] 1節 一般事項 2節 PC部材の運搬・受入れ及び組立て 6節 溶接接合 7節 強被式継手 8節 その他接合 9節 狭小部充填コンクリート 10節 敷きモルタル 11節 防水処理 12節 現場における仕上げの下地処理 12節 現場における仕上げの下地処理 12節 現場仕上げの下地処理 12節 現場仕上げの下地処理	PC工事に関す る事項を追記	事連協基準を継続

# 2. 電気編

## 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)【電気編】

### 1. 改定のポイント

### (1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)等への整合

各府省庁、独立行政法人等が整備する公共住宅の統一基準として「公共住宅建設工事共通仕様書」が使用されており、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(官庁営繕関係基準)(以下「標準仕様書」という。)との整合を図りつつ、公共住宅用の共通仕様書として使い勝手の良いものを目指す。

#### (2) 会員要望事項への対応

「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)(電気編)」に対する意見等への対応を行う。

### 2. 主な改定内容一覧

	項目	主	な	改	定	内	容		備	考	
	坱	Ħ	改	定	内	容	ţ	定 起	敢 旨	7/11	45
	第1編	一般共通事项	Į								
	第1	章 一般事功	頁 ————————————————————————————————————								
		第1節 総則									
P299 P300	1.1.2	用語の定義	以下の字句を変更 (ス) 「書面」とは <b>は押印され</b> た文書 (ト) 「概成工期 調整を行う上で、 <b>された他の発注者</b> い状態にまで完了	は、発行年月 すをいう。   とは、建築 <sup>1</sup> <b>契約書に基</b> 2 <b>「の発注に係る</b>	物等の使用を <b>3く</b> 関連 <b>工事</b> <i>2</i> <b>5</b> 工事を含め7	想定して総合 <b>ひ設計図書</b>	京試運転 に <b>明示</b>	住様書に	整合		
P300	1. 1. 4	工事実績情報 システム (CORINS) へ の登録	以下の字句を変更 (1) 工事実績情: 特記された場合は 確認を受けた後に 行う。	報 <del>を</del> システム 、登録内容に	こついて、あら	かじめ監督	職員の   <sup>標項</sup>	仕様書に	整合		
P300	1.1.5	書類の書式及び取扱い	以下の字句を変更 (1) 書面を提出する原準書式によ (2) 公住仕(質ないこととされて示」、「監督職員員に提出」についする方法を用いて	する場合の書 る <u>ほか、</u> 監督 <b>気編)におい</b> いる「監督順 と協議」、 いては、電子2	番買の指示。 ハて書面によ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	と協議する。 り行わなけれ 「監督職員 限告」及び「	<u>ばなら</u> 標準 <u>の指</u> 「 <b>監督職</b>	住仕様書に	整合		
P300	1. 1. 7	関連工事等の 調整	以下の字句を変更 <b>別</b> 契約 <b>の、施工</b> <b>に明示された他の 等」という。)</b> に 事関係者とともに	<u>:密接に書にま</u> )発注者の発注 :ついては、監	<u>エに休る</u> 工事_ 5督職員の調整	<u>(タ) 円男理</u> 隆に協力し、	<u>: 上 尹</u>	住様書に	整合		
	1	第2節 工事	関係図書				-				
P302	1. 2. 4	工事の記録等	以下の字句を変更 (1) <b>工事の全般</b> に基づく履行報告 る。	的な <mark>経過を記</mark>				生仕様書に	整合		

	項	目	主	な	改	定	内	容		備	考
			改	定	内	容	改	定 趣	旨		
	ı	第3節 工事	耳現場管理 -						1		
P302	1.3.2	電気保安技術者	以下の字句を変更 (2) 電気保安技等の知識及び経験受ける。 (3) 電気保安技 職員の承諾を受け	術者は、次に。 <del>食を証明する資</del> <b>術者の資格等</b>	料を提出し、	監督職員の	承諾を 標準仕	上様書に惠	<b>整</b> 合		
R1版	1.3.8	施工中の環境 保全等	以下の項目を削陷 (4) 雨天の場合 エ中は、極力サッ 入れ、キッチンキ できるだけ開放し	<del>等でやむを得い シン等を開放し Fャビネット、</del>	<mark>で通風・換</mark> 押し入れ等の	<del>気を行う。ま</del>	<b>た、物</b> 仕様♂	高に馴染る )ため	まない		
		第4節 機器	<b>景及び材料</b>								
		第5節 施工	- -								
		第6節 工事	耳検査及び技術検査								
P305	1. 6. 1	工事検査	以下の字句を追加 (4) 工事検査に		、労務等を提	<u>供する。</u>	標準付	世様書に刺	整合		
P306	1. 6. 2	技術検査	以下の字句を追加 (1) <b>公共工事の</b> 査を行う時期は、	品質確保の促	進に関する法	<b>律に基づく</b> 技	下術検 標準付	上様書に鏨	<b>隆</b> 合		
		第7節 完成	<b>対図等</b>								
R1版	1.7.1	完成時の提出 図書	以下の項目を削除 (2) (1)の図書に	-	<del>、監督職員\</del>	<del>こ提出する。</del>		上様書に鏨	隆合		
R1版	1. 7. 2	完成図	以下の字句を削附表1.7.1 完成図 ○種類/記載内容 施工図/一 (2) 完成図の様 (7) 完成図の作 記がなければ、等 (4) 記載する。 (3) 提出は、原 作図を完成図とし とができる。 (4) 施工図は、 (5) CADデータの	の種類及び記載 式等は、次に 成方法及び用 記成はCADで 経統に出力する 法、縮尺、文 図及びその複 こて提出する場	よる。 紙のサイズは 作成し、用紙 字、図示記号 写図(2部)。 場合には、その 群を受けた図	はトレーシン 等は、設計図 とする。ただ の原図を省略:	マグ 標準位 <b>!書に</b> し、製 するこ	七様書に生	<b>Ě</b> 合		
P306	表1.7.1	完成図の種類 及び記載内容	以下の字句を追加 <b>備考 寸法、縮</b> 月		(記号等は、記	投計図書に準 <sup>・</sup>		七様書に鏨	<b>隆</b> 合		
P306	1.7.3	保全に関する資料	以下の字句を削り (1) 保全に関す る。特記がなけ》 (オ) 主要機器一	る資料は、次 <i>に</i> たば、2部とす		部数は、特記	<b>によ</b> 標準化	上様書に鏨	<b>整</b> 合		
P307	表1.7.2	取扱説明書の 添付及び用途 表示を行う機 材等	以下の字句を追加 ○機材等 ガス漏れ <u>火災</u> 警報	-			独自卢	容の修正	E		
	第2	章 共通工	<u> </u>								
		第1節 仮影	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								

		Я	主 な 改 定 内 容
	項	目	立 定 内 容 改定趣旨
		第2節	十二事
		第3節	地業工事
		第4節	コンクリート工事
		第5節	左管工事
		第6節	溶接工事
		第7節	<b>塗装工事</b>
P309	2. 7. 1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1)(4) めっき <b>又は塗装された</b> 面 (2) 金属管の現場で行う塗装箇所は、次による。なお、色合等は、特記による。 (4) 施工時に行う塗装は、次による。 (4) 施工時に行う塗装は、次による。 (54) 塗装の素地ごしらえ、塗り回数等は、次による。 (a) 塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類を除去し、ワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。 (b) 亜鉛めっき面は、汚れ、付着物及び油類を除去する。
		第8節	機械設備工事
		第9節	スリーブ工事
		第10節	インサート
P312	表2.10.1	許容引抜荷	以下の字句を追加した。  ()インサート等の種類/M10/M12/M16 金属系アンカー(おねじ形)/2,500以上/4,500以上/6,100 以上 金属系アンカー(めねじ形)/500以上/800以上 接着系アンカー/5,000以上/6,100以上/8,000以上 木造用つり金物/90以上/一/一
	第2編	電力設備	<b>其工事</b>
	<del></del> 第1	章 機材	
		第1節	電線類
R1版	表1.1.1	電線類	以下の規格を削除した。  ビニル電線(IV) ビニルケーブル (VVR) (VVF) アース線付VVFケーブル(CV) (CVT) 高圧架橋ポリエチレンケーブル(CV) (CVT) 高圧架橋ポリエチレンケーブル(6kV CV) (6kV CVT) 制御ケーブル(近へい付) (CVV-S) コニットケーブル(近路) 耐火ケーブル(FP-C) 高圧耐火ケーブル(6kVFP-C) 耐熱ケーブル(HP) 高難燃ノンハロゲン耐火ケーブル(NH-FP-C) ゴムキャブタイヤケーブル(VCT)
P313 P314	表1.1.1	電線類	以下の規格を追加した。  EM-アルミCEケーブル(EM-AL-CE)(EM-AL-CET) EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル (3層押出型) (6kV EM-CE (EE)) (6kV EM-CE (EE)) 以下の字句を追加した。  ○呼称 (図示記号) 太陽光発電システム用ハロゲンフリーケーブル(PV-CC)(PV-QQ)(PV-CQ)(PV-PP)

	項	B	主	な	改	定	内	容		備	考
	7		改	定	内	容	改	定	趣旨	VĦ	~7
P315 P316	<u>1.1.3</u>	<u>ケーブル接続</u> <u>材</u>	左記の項目を追加	ロした。			標準位	上様書	に整合		
		第2節 電線	保護物類				<u>'</u>			•	
P316	表1.2.1	金属管及び附 属品	以下の字句を追加 ○呼称(図示記号 金属管(G)(C)(E) 種類:薄鋼電線管	号)/規格 /JIS C 8305		種類:厚鋼電		土様書	に整合		
P317	表1.2.2	PF管、CD管及 び附属品	以下の字句を追加 ○呼称(図示記号 PF管 ( <b>PF</b> ) JIS C : ( <b>PFS</b> ) CD管 ( <b>CD</b> ) JIS C : ( <b>CD</b> )	号)/規格 8411 合成樹脂				土様書	に整合		
R1版	1. 2. 2	PF管、CD管及 び附属品	以下の項目を削除 (2) PF管の種類		<del>する。</del>		標準位	上様書	に整合		
P317	表1.2.3	硬質ビニル管 及び附属品	以下の字句を追加 ○呼称(図示記号 硬質ビニル管 (WE) 硬質ビニル管の所 用附属品	号)/規格 <u>)</u> JIS C 8430				土様書	に整合		
P317	表1.2.4	金属製可とう 電線管及び附 属品	以下の字句を追加 ○呼称(図示記号 金属製可とう電総 管 <b>種類:二種金</b> 製可とう電線管	号)/規格 泉管 <u>(F2) (F2WP)</u>			电脉	土様書	に整合		
P317	1. 2. 6	プルボックス	以下の字句を変更 (2)(ア) 鋼板製 <u>以上の耐食性を</u> 名 のを除く。)は、 なお、鋼板は、加 ウム塩処理を施づ (b) 表面処理船の ルボックス及び2 は、製造者の標列 (2)(オ)(d) 表面 に応じた防錆補	プルボックス(浴 すする鋼板製の さび止め塗装 上では、次のい 工後に、脱脂 け。 板を用いる場合 でき又は「鋼板 をテンレス鋼板 性による。 処理鋼板を用い	)もの及びスラ を施す。 <b>&gt;デれかによる</b> <b>及びりん酸塩</b> 合は、脱脂を <u>以上の耐食性</u> (製プルボック	テンレス鋼板事 5。 <b>処理又はジル</b> <b>施す。</b> を有する鋼板 ウスの表面仕	型のも 標準化 <b>製プ</b> 上げ	上様書	に整合		
P318	1. 2. 7	金属ダクト	以下の字句を変更 (2) 金属ダクト 性を有するものを 塗装を施す。 なお、鋼板の前外 (7) 鋼板は、加 ウム塩処理を施す (4) 表面処理鋼 (3) 溶融亜鉛め トの表面仕上げた	(溶融亜鉛めっ と除く。) は、 <b>心理は、次のい</b> 工後に、脱脂が 大。 板を用いる場合 っき又は同等が	さび止め製造 かずれかによる 及びりん酸塩 合は、脱脂を 以上の耐食性	5者の標準色に 5。 処理又はジル 施す。	<u>こより</u> 標準化	<b>士様書</b>	に整合		
R1版	1.2.8	金属トラフ	左記の項目を削陥	ました。			標準位	上様書	に整合		
		第3節 配線	·器具 T								
R1版	1. 3. 1	配線器具	以下の項目を削り (3) 住戸、管理 付け枠は、絶縁材	事務所及び集会		<del>する配線器具</del>	の取 独自戸	内容の	修正		

	75		主	な	改	定	内		容		烘	±z,
	項	目	改	定	内	容		改	巨 趣	旦	備	考
		第4節 照明	器具									
P319 P320	1. 4. 2	構造一般	以下のの (91) (91) (91) (91) (91) (91) (91) (91)	電標用を担対しています。 電標用を担対しています。 電話であったを水、。 では、であったは、。 では、であったでは、。 では、であると、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	、いまに板るが電し、ED イ し、取削線。ッ 置いまたとかっとができるができた。	D仕上げきのは、 はというなも、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	こびきが)に続きたよき、また、大人なたろのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	票準仕様容				
P320	1.4.3	部品	以下の字句を追加 (2)(ウ)(a) 防雨 は防浸形 <u>(IPX7)</u> (2)(ウ)(b) 防湿 る。	形器具のLED制 _とする。			1:	票準仕様	書に鏨	整合		
P321	1. 4. 4	光源	以下の字句を追加 (2) LEDモジュー (3) 光源色は、 (昼白色)とすが (24) 調色を行うの光源色(色温度の光源色(色温度の光源色(色温度の光源色のできるできるできる。 (5) LED照明器がによる。 (7) ベースライ (4) ダウンライ	ールの寿命は、 特記がなけれた る。 うものは、外部 度)を3,500Kか らのとする。 見の平均演色評 ト形器具は、8	<b>ま、相関色温</b> からの信号に ら5,000Kまで <b>価数(Ra)は、</b> 00以上とする	<b>度4,600~5,5</b> こよりLEDモジ ご連続して変化 <b>特記がなけ</b> れ	ュール ごさせ <b>いば、</b>	票準仕様	き書に要	整合		
		第5節 防災	用照明器具									
P321	表1.5.1	防災用照明器具	以下の規格を追加 ○摘要/規格 器具全般/ <u>JIL 5</u> 誘導灯/ <del>JIL 550</del>	004 公共施設月		術基準	札	票準仕楾	書に鏨	整合		
R1版	1.5.2	構造一般及び 部品	以下の項目を削隊 (ウ) 白熱電球用 た、電源配線をi 「構造一般」(5) 表1.5.2 ソケッ	のソケットは、  直接接続できる (イ)に適合する	端子を有する	<del>るものは、1.4</del>		票準仕様	き書に要	整合		
P322	1.5.3	光源	以下の字句を変更 (1) 非常用照明 5501「非常用照 (7) LED光源は、 (イ) ミニ電球は 書3「非常用電球	器具の非常用治 <b>別器具技術基準</b> - <del>1. 4. 4「光源」</del> :、JIL 5501「 <b></b>	<u>」</u> による。 <del>(1<b>)による。</b></del>	_	札	票準仕椅	き書に要	整合		

	項	<b>B</b>	主	な	改	定	内		容			備	考
	<b>坦</b>	Ħ	改	定	内	容		改	定	趣	山口	1/用	4
		第6節 照明	制御装置										
R1版	1. 6. 2. 1	照明制御器	以下の項目を削隊 <del>(エ)(f) 無線通信する。</del>		具の周波数帯	<del>序域は、920M</del>	Hz帯と	標準仕	上様書	に整	合		
P324	1. 6. 3. 7	照明制御器	以下の字句を変見 (イ) (b) 微動検知 よる人の微動を握 ① 人からの熱熱を検知できるもの ② センサの取付は、3.6m×3.6m以 ③ 検知可能最何 (エ) 照明器具個 具の周波数帯域に	口人感センサは、 <b>成知できるもの</b> <b>泉、画像認識等</b> <b>りとする。</b> すけ高さが床上 以上とする。 <b>5</b> 5 5 5 5 5 6 7 7 7 8 8 8 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	<u>とし</u> 、特記に により、デン 2.5m~3.0mの ンクス以下と 引いる無線通	こよる。 ス <mark>クワーク等</mark> つ場合の検知: する。 信機能付き服	の微動 範囲	標準付	上様書	に整	合		
		第7節 分電	盤										
P325	表1.7.2	鋼板及びステ ンレス鋼板の 標準厚さ	以下の字句を変見 ○正面の面積[m <sup>2</sup> ] 0.1以下/1.0/0 0.1を超え0.2以	]/鋼板/ステン ) <u>. 8</u>	ノレス鋼板			標準仕	七様書	に整	合		
P325 P326	1.7.3	キャビネット	以(1)(か)(1)(x)(1)(	なびドアは、端端の上ででは、端端の上ででしている。 できない できない できない できない できない できない できない できない	クスない、 は、	はずた突の場では、大大式等の場では、大大式等の場では、大大式等の場では、大大では、大大では、「中の人」で	部合 災青投泉 ト <b>処ス製 コ ・ ・ の</b> スこ 分 <b>を</b> 報 報 備用 ヤ <b>理 テ 造 ニ ・ ・ は</b> ・ ) テよ に <b>除</b> 通 及 遮 ツ <b>エ ン 者</b> ・ ウ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	標準付独自					
P327	表1.7.4	絶縁電線の最 小太さ	以下の字句を変更 〇基準定格電流[ 20以下/2以上 20を超え32以下/ 32を超え40以下/ 40を超え63以下/ 63を超え75以下/ 75を超え100以下 100を超え150以下 150を超え225以 225を超え300以 300を超え350以 350を超え400以	Eした。 A] / 絶縁電線( /3.5以上 /5.5以上 /8以上 /14以上 /22以上 E/38以上 E/60以上 E/100以上 E/150以上		の最小太さ		標準仕 IVの規					
		第8節 耐熱	形分電盤										
		第9節 OA	盤										
		第10節 実験	盤										

	項	目		È	な	改	定	内	容	3		備	考
		н		改	定	内	容	ţ	) 定	趣	旨	νп	,
		第11節 開閉	器箱										
	T	第12節 制御	盤										
P335	1. 12. 2	構造一般	よる。 (ア) キャ する。 (1) 制御 による保内 (ア) 屋内 (イ) 屋外 れを蓄積し (2) 充電 離は、表1. 以上の性能 い。 表1.12.1 (3) 器具 C 8201-1 IA (規定)	ビネットは ピネットは 壁の保護構 等級(IP=X 形は、IP2X 形は、IP2X 形は、IP2X では、IP2X の名 の名 の名 の名 の名 の名 の名 の名 の名 の名	3、1.7.2 、外部配紙 造は、JIS コード)」 C とし、 とし、 とし、 とは 全属体との は値以上を 絶縁距離 を置及が制 素電圧が30	の接続に支 C 0920「電 によるほか、 一部に雨雪が の間及び異極 する。ただし 施した場合に 脚御回路等 御装置一第1 0V以下及び	((1)を除く。 障のない大き 気機械器具の 次による。 浸入しにくく 充電部間電線。 は、この限りで の絶縁距離は附 と格電流が100 い装置の絶縁。	きと 外郭   <b>縁距等</b>   上でな   <u>馬書</u>   A以下	<b>性</b> 仕様書	幸に整合	<u></u>		
P336 P337	1. 12. 4	導電部	以下の表を 表1. 12. 2 表1. 12. 3 表1. 12. 4 表1. 12. 5	銅帯の電流 絶縁電線の 導体の配置	<u>の最小太さ</u> 置と色別			標準	<b>性仕様</b> 書	を を を で を で を で を で を で を で を で を で を で			
P339			以下の字句 ○定格出力 3.7/23.5 5.5/25.5 11/5.514 15/5.614 18.5/822 22/1422					内総	泉規程に	:準拠			
P340	表1. 12. 8	電動機回路の	以下の字句 ○定格出力 5.5/23.5 7.5/23.5 11/25.5 15/3.55.6 18.5/5.6 22/5.614 30/5.614 37/814	[kW]/長さ <b>5</b>				内希	泉規程に	- 準拠			
		第13節 消防	防災用制御	盤									
		第14節 電気	自動車用充	電装置									
P347	1. 14. 7	器具類	以下の字句 (6)(4) <b>発</b>			·灯		標準	<b></b>	帯に整合	合		
		第15節 電熱	装置										
P348	1. 15. 2	制御盤		制御装置は とし、制御	、電気式又 即方式は二(	立置制御とす	し、温度セン <sup>、</sup> <sup>-</sup> る。 <b>また、近</b>		— 售仕様書				

	項目		主	な	改	定	内		容			備	考
	坦	Ħ	改	定	内	容		改	定	趣	Ш	70用	与
R1版	1. 15. 4	温度センサ等	以下の項目を削除し 表1.15.1 温度セン (1)(イ) 過昇温防止 で作動し、温度復用 なお、作動温度は、	<del>∠サ</del> <del>と用として使 B時に自動</del> 復	印する二位間	<del>【制御素子と</del>		標準仕	様書	に整	合		
		第16節 雷保	護装置										
P348	1. 16. 2	突針支持管及 び取付け金物	以下の字句を変更し 表1.16.1 突針のず 注 * <b>亜鉛付着量</b> めっき」に規定する したものとする。 (2) 支持管取け付 亜鉛めっき」に規 施した鋼材とする。 ミニウム合金とする。	を持管 350g/m <sup>3</sup> 膜厚 5HDZ35HDZT4 金物は、スラ ごするHDZ35H ただし、支	<u>19</u> ) 以上の溶 テンレス鋼又1 <u>DZT49</u> 以上の 持管がアルミ	融亜鉛めっき はJIS H 8641 溶融亜鉛めっ	を施 「溶融 っきを	JIS改I	E				
		第17節 接地											
		第18節 外線	材料										
R1版	表1.18.2	地中ケーブル 保護材料	以下の規格を削除し ポリエチレン被覆 多孔胸管 硬質塩化ビニル管 防食テープ					標準仕	様書	に整	合		
P350	表1. 18. 2	地中ケーブル 保護材料	以下の字句を追加し ○呼称(図示記号) 鋼管(SGP) / JIS G 金属管(G) / JIS C ケーブル保護用合成 8380 ケーブル保護 た被覆鋼管 種類: 硬質ビニル管(VE) 波付硬質合成樹脂管 埋設の施工方法 附	/規格 3452 配管用 8305 鋼製電 対樹脂被覆鋼 用合成樹脂 <b>外面を被覆</b> / JIS C 8430 変 <b>(FEP)</b> / JIS	線管 <u>種類:</u> ) 管 (G O n L L) (( 皮覆鋼管 <b>種類</b> し、 <b>内面を塗</b> ) 硬質塩化ビ 5 C 3653 電力	<u>i : 内外面を</u> i : 内外面を 装した被覆 装した被覆 に に は は は は は は は は は は は は は は は は は	<u>被覆し</u> 阿管	標準仕	·様書	に整	合		
		第19節 機材	の試験										
	第2	章 施工											
第1節 共通事項													
R1版	<del>2. 1. 11</del>	延焼防止処置 を要する床貫 通	左記の項目を削除し	た。				標準仕	様書	に整	合		
P360	<u>2. 1. 12</u>	機器の取付け	左記の項目を追加し	た。				標準仕	様書	に整	合		

			主	な	改	定	内	容					
	項	目	 改	 定	 内	 容		改	定	趣	旨	備	考
			以下の字句を変す	,_	1.7				<u>~</u> _	7.5	Н		
P360	2. 1. 13	耐震施工	(51) 機器、配 簡易壁 (ALC パッ ならない。 (2) 機器は、地 いう。) 及び設 応じた地震力に ラブ、基礎等に なお、水平震度 (43) 横引き配行 度 (以下「水平) 「鉛直震度」とい 2.1.2により特記	ネル、PC パネル 温度時の設計用水 計用鉛直度度 ( 対し、移動、転 固定する。 及び鉛直度度は 管等は、次によ 養度」という。 いう。)に応じ	、ブロック <sup>(</sup> <b>、平震度(以</b> <b>以下「鉛直別</b> <b>倒又は破損</b> <b>、特記による</b> <b>るほか、</b> 地震 ) - 及び <b>設計</b> た地震力に而	等)に支持を 下「水平震度 を度」という。 しないように、 もの を時の 設計用の 開鉛直震度—(1) は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 にいまする。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にいまる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にし	しては <u>)と</u> 、 <b>床</b> ス 水平震 火平震	標準仕	·様書	に整	合		
			(以下省略)										
		第2節 金属	管配線										
		第3節 合成	樹脂管配線(P F	F管, CD管)									
		第4節 合成	樹脂管配線(硬質	<b>質ビニル管)</b>									
		第5節 金属	製可とう電線管面	己線									
		第6節 ライ	ティングダクト酢	己線									
		第7節 金属	ダクト配線										
		第8節 金属	線び配線										
		第9節 バス	ダクト配線										
		第10節 ケー	ブル配線										
P373	2. 10. 4. 2	ケーブルの接 続	以下の字句を追加 (2) EM-EEケース れかによる。 (2) (4) ケーブル (6) EM-アルミ(7) EM-アルミ(3 る電線を接続する。 うにする。 (4) EM-アルミ(7) で行う。	ブル相互の接続 ル用ジョイント: Eケーブルを接 Eケーブルと銅 る場合は、接続	ボックスを月 続する場合に (銅の合金を 部分に電気的	<b>別いる方法</b> は、次による。 ♪含む。)を付 り腐食が生じ	 吏用す ないよ	標準仕	様書	に整	_ <b>_</b>		
R1版	2. 10. 4. 3	保護管等への敷設	以下の項目を削隊 (イ) <b>金属トラフ</b>		<del>(による。</del>			標準仕	:様書	に整	合		
		第11節 架空	配線										
		第12節 地中	配線										
P377	2. 12. 4	管路等の敷設	以下の字句を変す (9) <b>地中配線に</b> 頂と地表面(舗割 け、おおむね2mの なお、地中配線に	は、標識シート 装のある場合は、 の間隔で用途又 <i>i</i>	舗装下面) は電圧種別を	のほぼ中間に <u>、</u> 表示する。	_設	独自内	-  容の	修正			
		第13節 接地	1										
P380	表2.13.2	C種又はD種接 地工事の接地 線の太さ	以下の字句を変す ○配線用遮断器等 <b>200250</b> A以下/14	等の定格電流/打	接地線の太さ	:		内線規	!程に	準拠			
			<u> </u>										

第 1 4 前 電和設施	1百 日	主	な	改	定	内	容			烘	<b>±</b>
以下の字句を変更した。 (イ) スイッチの取付けは、次による。 (4) タンプネイッチは、上側以及右側を押したときに開路 となるとかがあからなるとし、例次又を開めて、チ月酸	項目	改	定	内	容		改定	趣	旧	備	考
(4) メイッチの取付けは、次による。 (4a) タンプラスイッサは、上側又は縮メイッ予は除く。 (5) タンプラスイッサは、上側又は縮メイッ予は除く。 (6) タンプラスイッサは、上側又は縮メイッ予は除く。 (7) 表示部のあらりモコンスイッチ等は、点蓋する原理意と概 変でなるよう変元する。たとし、高減する原理意と概 変でなる場合な能く。 (8) 分類して難入し、組立てる整理の相互関は、旋側がない。 (9) 分離を集、住宅用分電艦、開発形分電艦、0. 盤、実験盤及 7時間第第のを緩和を開いま、次による。 (6) 分割して難入し、組立てる整理の相互関は、放側がない。 カラブーが参与用いて水やに関定する。 (7) 会を用いて水でに関定する。 (8) 上回路の定線接接に成か上を引いる場合は、設定者が規 性でする。たとなる場合は、超が日の確認を行い、自足付ける。ただ、主回路の定線接接に成か上を引いる場合は、近差者が規 性でする。とと、基とみて場ずる中にオットとが、自身を 住籍関金の変と収象し、自身では、10 とを確認する。 (9) 研集上に要な事合は、カレ、レイギ等により発生から場合は、現金には会合する方法で表し、上面する。 をは、対し、大きな場合は、カレ、レイギ等によりを構 以上のつうがトト、ボルト等で取付ける。 なお、つりボルト、ボルト等の構造体の取付けば、あらかし が利け用インチャート・ボルト等の構造体の取付けば、あらかし が利け用インチャート・ボルト等の構造体の取付けば、あらかし が利け手がト・ボルト等の構造体の取付けば、あらかし が利け手がト・ボルト等の構造体の、取付けば、あらかし が利け手がト・ボルト等で取付ける。 なお、つりボルト、ボルト等の構造体の、取付けは、あらかし が利け手が上がの場面は、取付ける。 第十十年の場面は、平台の構造なを は、カード・ボルト等の構造体の、形式に関係ので各本トよ (1) 照別用ボールを集中する際は、は上がり重整等を考し、上に接がら、までは、中に対している。 第十十年の場面は、東側から動い面は接着く「その機を含む、大きない。 この手のを変更した。 (7) 分割して難入し、組立ても創発盤の相互関は、旋間がないといとうラインを手がしている。 この手がを変し、上間がは、動付けの薄壁を行い、自身付かに、上面接触し、大さ、上面接触し、大さ、上面接触し、大さ、上面接触し、大き、より、は、上面は、現場、ボルトを引いる場合は、と関節を加し、大きない。 この手がを変し、一面を対し、対しているにない。 この手がを変し、一面を対し、対しているにない。 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	第14節 電灯	設備									
P382   2.14.4   屋外灯   (1) 照明用ボールを建柱する際は、仕上がり地盤等を考慮して掘削し、コンクリート基礎は、平場等の場所では同ーレベルとし、植栽等の場所では、地盤から50mm程度高くするの根巻きを設ける。なお。根巻部分には水勾配を確保し、照明用ボールの根元部分には、シリコン樹脂等にてコーキングを施す。	1 P389 1 9 14 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	(4) スタッカのある 表を形のある 表示よう合いは、 というのでは、 ないののでは、 ないのでは、 ないの	の取付けは、次には、次には、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	側 S S S S E S S E S S E S S E E S S E E S S E E S S E E S S E E S S E E S S E E S S E E E E S S E E E E E E E E E E E E E	イッチは除い 点滅する照明 、 点滅するに 、 のA 盤、実 間は、除い 、 のA 盤、関が を会合を独り を会合を強の場で といる。 といるのがでは、 といるのがでは、 といるのがでは、 といるのがでは、 といるのがでは、 といるのがでは、 というのができます。 というのできます。 というのでものでものでものでものでき。 というのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	、器易と、験な付者」、場を径のなり、 具視な及いけりが、必難所施・助をる。 根が、ががが、ががが、がある。 根が、はなが、が、が、が、は、は、が、ないが、が、が、が、が、が、が、が、ないが、ないが、			7.1		
以下の字句を変更した。 (グ) 分割して搬入し、組立てる制御盤の相互間は、隙間がないようライナ等を用いて水平に固定する。 (グ) 主回路の配線接続部は、締付けの確認を行い、印を付ける。ただし、差込み式端子を用いる場合は、製造者が規定するトルク値で締付け、規定値であることを確認する。 (エ) 三相交流の相は機器は、麦 2.1.1 の電線の色別に合わせて、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。 (エ) 制御盤の図面ホルダには、単線接続図、展開接続図、水中電動機の銘板の写し等を具備する。 (グ) 制御盤、開閉器箱等は、操作、点検等に支障がないように取付ける。 (グ) 連相コンデンサを盤外に取付ける場合は、電動機用開閉器又は制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には開閉器又は配線用遮断器等を設けてはならない。	P382 2.14.4 屋外灯	(1) 照明用ポー 掘削し、コンク し、植栽等の場 <b>設ける</b> 。 なお、 <b>根</b> 巻部分	-ルを建柱する際 リート基礎は、 所では、地盤か には水勾配を確	平場等の場所 ら50mm程度 <b>再</b> 保し、照明用	では同一レベ <b>くする<u>の根</u>者</b> ポールの根元	ドルと <b>ききを</b>	虫自内容の	修正			
P383 2.15.3 機器の取付け及び接続 2.15.3 機器の図面ホルダには、単線接続図、展開接続図、水中電動機の銘板の写し等を具備する。 (ゴ) 三相交流の相は機器は、表 2.1.1 の電線の色別に合わせて、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。 (エ) 制御盤の図面ホルダには、単線接続図、展開接続図、水中電動機の銘板の写し等を具備する。 (チ) 制御盤、開閉器第等は、操作、点検等に支障がないように取付ける。 (ナ) 機相コンデンサを盤外に取付ける場合は、電動機用開閉器又は制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には開閉器又は配線用遮断器等を設けてはならない。	第15節 動力	設備									
	1 P383 1 2 15 3 1	(ア) 分割して (イ) 主回路の (イ) 主回路の をただしいの をするトルクで、 第1相交流 (エ) 第1相盤の (エ) 制機の盤、 (マ) 制ける。 (イ) 進相御盤配。 (イ) 進相御盤配。 (イ) 進相御監に (イ) という (イ) と	股入し、組立てをを用いて水平に己線接続部は、系込み式端子を用配線接続にボルで締付け、規定の相は機器は、第2相、第3相には、の写し等を具備関いるの写し等を具備関いるの写し等をは、またの関係を関係を表している。	固定する。 商付けの確認 いる場合はあり ・トをであること 表 2.1.1 の は を相回接続図 する。 体 は 場等 な付けるンでも は は は は は は は は は は は は は	を行い、印を 全く。 場合は、製造さ とを確認する。 電線の色別に るように接続図 に支障がない は、電動機用 、サに至る回い ない。	付けが規合する。水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	票準仕様書	に整合	, a		

	7F		主	な	改	定	内	名	ř		/# <del>:</del>	考
	項	目	改	定	内	容		改定	趣	山口	備	45
		第17節 雷保										
P384	2. 17. 1	一般事項	以下の字句を変更 (1) 本節によるに JIS Z 9290-1「雷 「雷保護 第3部 びJIS Z 9290-4「 ステム」並びに関 (4) 内部電保護 製工作物並びに電 を保つものとする は、受電部等と金 す。	まか、JIS A 4 保護一第1部 : 建築物等へ 雷保護一第4 係法令に適合 と行う場合に が 力及び通信設 。 ただし、解	: 一般原則」 の物的損傷及 部: 建築物内 したものとす は、受雷部又 で備との絶縁に に隔距離を保っ	、JIS Z 929 び人命の危限 の電気及び ける。 は引下げ導続 は、所定の離 つ事が困難な	0-3- 検」─及 <b>3子シ</b> ほと金属 隔距離 <b>場合</b>	票準仕様書	計に整	合		
		第18節 施工	の立会い及び試験									
P385	表2. 18. 1	施工の立会い	以下の字句を変更 ○立会い時期 屋外灯 <u>の</u> 位置 <b>及び</b>		た定		ð	独自内容0	)修正			
P391	2. 18. 2	施工の試験	以下の字句を追加 ○立会い時期 屋外灯 <b>の</b> 位置 <b>及び</b>		定		ħ	票準仕様書	書に整	:合		
	第3編	受変電設備コ	C事									
	第1:	 章 機材										
		第1節 キュー										
P389	1.1.3	キャビネット	以下の字句を変更 (2)(カ) 配電盤をを施すもの又はの 鋼板は除く。) 一 鋼板は除る。 (a) 鋼板の加工 ム塩処理を施理鋼板 (b) 表面見えがる。 (2)(キ) 配性を有例理 (3)(ウ) 輸補修を施 であり、 では、製表面便理 では、製表面便理 では、製表面便理 では、製表面便理 では、製表面便理 では、製表面便理 では、製表面便理 ののである。	構成する鋼板等以上の耐食 等以上の耐食 強装は次によ 後に、脱脂が を用いるは、 特成する鋼板 を類板及び 準になるい。 準になるいる。 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 の	t性を有するが る。は、製さ ずれかとする とびりん酸塩 は、脱脂を類 製造者の標準 なが、溶融亜銀	<b>鋼板</b> 及びステ 告者の標準色         	ンレス により コニウ 性 同年上	票準仕様書	書に整	合		
P395	表1.1.23	保護継電器	以下の規格を追加 ○種類/規格 高圧地絡継電器/ <b>装置</b>	した。	高圧受電用デ	ィジタル形地		票準仕様書	皆に整	<b>:</b> 合		
P396	1. 1. 5	器具類	以下の字句を変更 (19)(ア) 照光式えなお、照光表示は	長示器	<b> ド<u>LED</u>を</b> 用	いる。	柞	票準仕様書	書に整	:合		

	項	目 -	主	な	改	定	内		容			備	考
	-9	Н	改	定	内	容		改	定	趣	目	νm	~7
P400	1. 1. 6	高圧機器	引込柱に設け (オ) (b) 気中! (8) (対) 高圧 地中引込みの。 需要家側で内! 勢トリップ付: 護装置の気仰! (カ) (a) 気仰! (カ) (b) 地絡! 形とし、制御! (カ) (c) ガス!	変更した。  三月込用気中負行  三月込用気中負行  三月込用気中負行  三月込用気中負行  三月込点に改動  三月込点にけり  三月込点に改め、  三月込点に改め、  三月込点に改め、  三月込点に改め、  三月込点に改め、  三月込点に改め、  三月込点にない。  三月込んにない。  三月いるにない。  三月いるにない。  三月いるにはない。  三月いるはない。  三月いるはない。  三月いるはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないは	に取付けるもの 開閉器とする。 前開閉器 (地中 る高圧キャビネ よる。ものとで の地緒なき。 内臓する。 電流器勢する。 上 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	<u>かとし</u> 、次に 	よる。 S) は、の 電流 地絡保 リッテを	標準仕	<b>二様書</b>	に整	合		
		第2節 高圧ス	イッチギヤ										
P401	1. 2. 1	一般事項	格電圧1kVを超 トロールギヤ	自加した。 ギヤは、本節に <b>3え52kV以下の</b> <u>1 又は</u> JEM 1425 ヤ」 <u>とし、<b>特記</b></u>	<b>金属閉鎖形スイ</b> う 「金属閉鎖形プ	ッチギヤ及び	ブコン	標準仕	:様書	に整	合		
		第3節 22/	3 3 k V特別高	高圧スイッチギ	ヤ							•	
		第4節 66/	77kV特別高	§圧ガス絶縁ス	イッチギヤ								
		第5節 低圧ス	イッチギヤ										
		第6節 系統連	系保護制御盤										
		第7節 特別高	圧監視制御装置	<u> </u>									
		第8節 絶縁監	視装置										
		第9節 機材の	試験										
P419		機器単体の試 験	低圧用SPD/JI部:低圧配電	自加した。 IS C 5381-11「 システムに接続 験方法」による	する低圧サー			標準仕	:様書	に整	合		
P421	表1.9.5	継電器試験	ル形地絡継電		渡試験の試験	条件における	動作値	標準仕	送養書	に整	合		
	第2	章 施工											
		第1節 据付	け										
		第2節 配線											
		第3節 施工	の立会い及び詞	<b>式験</b>									
	第4編	電力貯蔵設備	第工事										
	第1	章 総則											
	第2	章 機材											

		E -	主	な	改	定	内		容			/+t+	-1
	項	Ħ	改	定	内	容		改	定	趣	日	備	考
		第1節 直流	電源装置										
P427	2. 1. 3	キャビネット	以下の字句を変更した。 (カ) 配電盤を構成する鋼板(溶融亜鉛めっき等の表面処理を施すもの又は同等以上の耐食性を有する鋼板及びステンレス鋼板は除く。)の塗装は、次による。製造者の標準色により塗装を施す。 (a) 鋼板の前処理は、次のいずれかとする。 (a) 鋼板の前処理は、次のいずれかとする。 (b) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 (c) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (b) 塗料の種別及び塗り回数は、製造者の標準とする。 (c) 表面見えがかり部分は、製造者の標準色により仕上げる。 (注) 配電盤を構成する鋼板が、溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐食性を有する鋼板及びステンレス鋼板の場合の表面仕上げは、製造者の標準による。								合		
P430	表2.1.7	蓄電池の規格	以下の規格を追加. ○規格 JIS C 8712 ポータ 池) の安全性 JIS C 62133-1 ポ アルカリ蓄電池 JIS C 62133-2 ポ リチウム二次電池	マブル機器用ニ ータブル機器 ータブル機器	用二次電池の	安全性一第1	部:_	標準付	上様書	に整	合		
		第2節 交流	無停電電源装置(U	UPS)									
		第3節 電力	平準化用蓄電装置										
P439	表2.3.1	蓄電池の規格	以下の規格を追加. ○規格 JIS C 8712 ポータ 池) の安全性 JIS C 62133-2 ポ リチウム二次電池	マブル機器用: ータブル機器				標準付	上様書	に整	合		
		第4節 分散	電源エネルギーマス	ネジメントシス	ステム								
		第5節 機材	の試験										
	第3:	章 施工											
		第1節 据付	け										
		第2節 配線											
		第3節 施工	の立会い及び試験										
	第5編	発電設備工事	<u> </u>										
	第1:												
	277 I			重 生 罟									
P452	1. 1. 4. 5		以下の字句を変更 (イ) (c) プライミ 合する次のいずれ ① 定期的プライ ② 始動に先立つ 以下の字句を変更	した。 ングを必要と かの製造者の ミング プライミング	<u>標準</u> とする。	:法は、 <b>原動杉</b>	幾に適	標準付	上様書	に整	合		
P456	1. 1. 6. 3	ラジエータ、 冷却塔等	(エ) 冷却水は、A 水道水で希釈した 水道水とする。 (a) 冷却水は、特 (b) 冷却水が凍糸 を混合する。	ものとする。 時記がなけれる	<u>ただし、放流</u> <del>፤水道水とす</del>	É冷却式の場↑ る <del>。</del>	合は、	標準付	上様書	に整	合		

	T.T.		主	な	改	定	内		容			/±	考
	項	目	改	定	内	容		改	定	趣	目	備	与
P457	1. 1. 6. 4	主燃料タンク等	以下の字句を追加 (オ) 燃料油配管等する漏油検知装置により設けるもの(a) 検出器は、3ビネットに収容すを判定し、接点出(b) センサは、人に検出器へ信号を	等から配管用は、検出器、からし、次によ発電装置に内ができるものとし、	センサ等に。 る。 蔵又は取付け センサからの する。	より構成され 場所に適し7 の信号を受け	、特記 たキャ で漏油	標準付	□様書	に整	合		
		第2節 ガス	エンジン発電装置										
		第3節 ガス	タービン発電装置										
P464	1.3.2	構造一般	以下の字句を変更 構造エンクロージ よるほか、1.1.2 (7) 発電機、原動 ける運転音は、特 (4) 外箱の材料 (ウ) 鋼板の標準 以上とする。	<sup>3</sup> ャ式又はキュ 「構造一般」 <u>(</u> 動機等を外箱i 記がなければ は、鋼板とする	(1) <u>及び(2)</u> に <u>内に収納し、</u> 【、90dB(A) 以 る。	よる。 <b>外箱の周囲1</b> 下とする。	lmにお	標準化	<b>二様書</b>	に整	合		
P465	1. 3. 4. 5	部品等	以下の字句を変更 (ア)(c) プライミ 合する次のいずれ ① 定期的プライ ② 始動に先立つ	ング <del>を必要と</del> かの <u>製造者の</u> ミング	<u>/保中</u> こりる。	方法は、 <b>原動</b>	機に適	標準任	二様書	に整	合		
		第4節 マイ	クロガスタービン	発電装置									
P468	1.4.2	構造一般	以下の字句を変更 (7) 外箱は、次は 運転音は、特記が	<del>こよる。</del> 内に			<u>おける</u>	標準仕	二様書	に整	合		
		第5節 燃料	電池発電装置										
P471	表1.5.1	りん酸形燃料 電池の規格	以下の規格を追加 ○規格 JIS C 8801 りん IIS C 62282-3-10 池発電システム JIS C 62282-3-20 池発電システム JIS C 62282-3-30 池発電システム	<ul><li>被形燃料電池</li><li>2 燃料電池技安全性</li><li>2 燃料電池技好</li><li>2 燃料電池技性能試験方法</li><li>2 燃料電池技性</li></ul>	術─第3-100 術─第3-200 <u>ま</u>	部:定置用物部:定置用物	然料電	標準付	二様書	に整	合		
		第6節 熱併	給発電装置(コー	ジェネレーシ	ョン装置)								

	r#		主	な	改	定	内	容		/#:	+7
	項	目	改	定	内	容		改 定	趣旨	備	考
		第7節 太陽	光発電装置								
P475	表1.7.1	太陽電池モ ジュールの規 格	以下の規格を追加  ○規格  JIS C 8990 地上語  ルー設計適格性確認及び形式  「HE 8992-1 大限  構造に関する要場  IIS C 8993 太陽  対IS C 8993 太陽  TIS C 61215-1 地格性確認及び型式  IIS C 61215-1-1  計適格性確認及び型式  IIS C 61215-1-3  計適格性確認及び  (PV) モジュール  IIS C 61215-1-3  計適格性確認及び  (PV) モジュール  IIS C 61215-1-4  計適格性確認及び  (PV) モジュール  IIS C 61215-2 地格性確認及び  IIS C 61730-1 太第1部:構造に関す  IIS C 61730-2 太第1部:計論に関す	と と と と と と と と と と と と と と	証のための要場電池 (PV) の要本地 (PV) の要求の安全 ルルの安全 ルルの安全 ルルの安全 ルルの要性 (PV) を記して、「関係では、「PV) を記して、「PV) を記して、PV) を記して、PV	東東東 本性確認-第 ・格性確認-第 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設計適 2部: 設計適 表電池 三型 設 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	<b>準仕様</b> 書	に整合		
P476	1.7.3	接続箱	以下の字句を変更 (イ) 低圧PV直流月 は附属する場合は ジ防護デバイスー サージ防護デバイスー サージ防護デバイスー第 ジ防護デバイスの第 II試験によるもの る。 (d) PV直流用SPD デバイスー第31部 護デバイスーの要求 によるもの)の (e) SPD分離器は のとする。 なお、遮断機能は	HSPDは、特記 (大学のでは、 第31部:大生 (大学のでは、 (大学のでは ) (大学のでは ) (大学の	Eか、JIS C 動電池設備の可 起及び試験方法 [ (JIS C 538 試池設備の直 が試験方法」 特記がなけれ は C 5381-31 と 備の直流側は を方法」 と よる。 こおける短絡	5381-31「低 直流側に接続 法」による。 31-31「低圧サ 流側に接続す こ規定するク いば、表1.7.2 「低圧サーシ で接続するラン で接続するラス 電流を遮断で	田サー する ・ ジョー ラフス とによ ・ 沙防護 ・ トラン ・ トラ ・ トラン ・ トラン ・ トラン ・ トラン ・ トラン ・ トラ ・ トラ ・ トラ ・ トラ ・ トラ ・ トラ ・ トラ ・ トラ	<b>準</b> 仕様書	に整合		
P477	1.7.4	パワーコン ディショナ及 び系統連系保 護装置	以下の字句を変更 (注) 低圧PV直流用 は附属する場合は ジ防護デバイスー サージ防護デバイスー (c) 低圧PV直流用 防護デバイスーの 試験によるもの) る。 (d) PV直流用SPD デバイスー第31部 護デバイスの要求 によるもの)の性 (e) SPD分離器は のとする。 なお、遮断機能は	HSPDは、特記 次には、 第31部:太陽 スの要求性能 BSPDクラス国 31部:太陽型 要求性能は、特 クラス I (JI) 上性能は、 大能及び特面 には、置 には、置 には、置	Eか、JIS C 動電池設備のi E及び試験方法 [ (JIS C 538 M記との M記との M記との Mの IS C 5381-31 との はの はの はの にした にした にした にした にした にした にした にした	5381-31「低 直流側に接続 法」による。 31-31「低圧サ 流側に接続す に規定するク ば、表1.7.2に 「低圧サーシ で接続するラス 電流を遮断で	エサー する ジ るサー ラスエ 標: よ * 防護 ー ジ トージ トラスエ 標: よ * たり トージ トージ トージ トージ トージ トージ トージ トージ トージ トージ	準仕様書	に整合		

	項	<b>B</b>	主	な	改	定	内		容			備	考
		Н	改	定	内	容		改	定	趣	旨	VHI	~7
P478	1.7.7	表示	以下の字句を変 (1) 太陽電池= 公称最大出力動 公称最大出力動 (3) パワーコジ 定格出力電流[A 定格力率	モジュールには、 <b>作システム</b> 電圧 <b>作電流[A]</b> /ディショナに/	[V]	-	する。	標準仕	<b>二様書</b>	に整	合		
		第8節 風力	発電装置										
		第9節 小出	力発電装置										
P481	表1.9.1	小形燃料電池 発電装置の規 格	以下の規格を追 ○規格 JIS C 8821 小州 JIS C 8822 小州 性能試験方法 TIS C 8841-1 / 則 JIS C 8841-1 / 則 JIS C 8841-2 / 全基準及び安全 JIS C 62282-3- 池発電システム JIS C 62282-3- 池充宝 JIS C 62282-3- 池充電システム JIS C 62282-3- 池充電システム	戶國体高分子形於 戶國体高分子形於 戶面体高分子形於 戶形固体酸化物 戶形固体酸化物 性試験方法 戶形固体酸方法 戶形固体數子電池技 一安全性 201 燃料電池技 一小形定置用燃 300 燃料電池技	然料電池シス 然料電池シス 形燃料電池シ 形燃料電池シ 形燃料電池シ : 術―第3-100 : 術―第3-201 : 料電池発電:	テ <del>ムの安全』</del> テ <del>ムの安全性</del> ステ <del>ム-第1</del> 音 ステム-第2音 ステム-第3 部:定置用燃 部:定置用燃 ンステムの性	及び ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	標準仕	七様書	に整	合		
		第10節 機材	の試験										
P486	表1.10.4	燃料電池発電 装置の試験	以下の規格を追  ○試験内容 JIS-C 8801「り JIS C 62282-3- 電池発電システ 技術―第3-2006 法」及び JIS C 置用燃料電池発	ん酸形燃料電池 100「燃料電池! ム一安全性」、 部:定置用燃料! 62282-3-300「	支術―第3-10 JIS C 62282 電池発電シス 燃料電池技術	0部:定置用 -3-200「燃料 テム―性能 テム―第3-300部	<u>燃料</u> <u> 電池</u>  験方	標準仕	□様書	に整	合		

	項目	主	な	改	定	内		容			備	考	
		Н	改	定	内	容		改多	官 走	取	Í	VHз	~7
P487	表1.10.5	太陽光発電装置の試験	以下の規格を追加、	投展では、	<ul><li>エのための要場の(PV)の電場の(PV)の電池(PV)の電池(PV)の場合では、中項の電池(PV)の場合では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中</li></ul>	マールー マールー では、	設   数   数   数   数   数   数   数   数	標準仕核	後書に	整合			
P489	表1.10.7	小出力発電装 置の試験 <b>産 施工</b>	以下の規格を追加、 ○試験内容 JIS-C 8801「りん」 体高分子形のものは、JIS-C 8801「りん」 体高分子形のものは、JIS-C 8841-3「小形固体」 験方法及び環境試 JIS-C 62282-3-100 電池発電システム- 技術一第3-201部: 燃料電池発電シス 300「燃料電池技術一 設置要件」によ	w 形	22「小形固体 C 8823「小野園体 民事 民事 民事 民事 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	本高分子形然 ド固体高 固本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	料電池 ・	標準仕核	後書に	整合			
	第23		16 a	18 m 3 . 383 .	w <b>示</b>	a b 101 70 FF	-n./#: 17 ~ 10		3 m H	1.53	. TV ===	-n./#: kc	17 (-) 3-
P493	2. 1. 7. 2	第1節 ディー 燃料系統配管	ゼルエンジン発電設備 以下の字句を追加 (イ) (a) 管の接合 は、表2.1.4による 表2.1.4 燃料ガス (表は省略)	した。 は、ピット内 u	又は露出部分	. , , , ,		標準仕様				以が	(1) (1)
		第2節 燃料	·電池発電設備の据付	ナけ									
		第3節 熱併	- 給発電設備(コーシ	ブェネレーシ	ョン設備)の	据付け							
		第4節 太陽	光発電設備の据付け	†									
		第5節 風力	発電設備の据付け										
		第6節 小出	力発電設備の据付け	ţ									

	75		主	な	改	定	内	窄	ř		/#:	考
	項	目	改	定	内	容		改定	趣	山口	備	45
		第7節 施工	の立会い及び試験									
P498	表2.7.3	施工の試験	以下の規格を追加 ○試験内容 JIS C 8801「りん JIS C 62282-3-10 電池発電システム 技術―第3-200部 法 」及びJIS C 6 置用燃料電池発電	<b>酸形燃料電池</b> 0「燃料電池 3一安全性」、 : 定置用燃料 32282-3-300	技術―第3-100 _JIS_C_62282- 電池発電シス 「燃料電池技術	<u>)部:定置用/</u> -3-200「燃料 テム─性能 F─第3-300部	<u>然料</u> <u>}電池</u> <u>\$験方</u>	標準仕様書	書に整	合		
	第6編	通信・情報説	设備工事									
	第1	章 機材										
		第1節 電線	類									
R1版	表1.1.1	電線類	以下の規格を削除 <b>屋内通信線(TIVF)</b> <b>屋外通信線(TOEV-</b> <b>構内ケーブル(TKI</b> ボタン電話ケーブ 電子ボタン電話用 FCPEVケーブル(FC 警報用ケーブル(5C- 同軸ケーブル(SC- マイクロホンコー	(TIEV) -SS) シレ(BTIEV)  ケーブル(EB :PEV) -EB) -2V) (7C-2V) -SC-FB) (S-7C-1			7	標準仕様書	書に整	合		
P501	表1.1.1	電線類	以下の字句を変更 ○呼称(図示記号 EM-光ファイバケー 0S2)/ JIS X 5150 <b>般要件</b> 環境配慮別 性光ファイバケー	・)/規格(記 ーブル(EM-OP- <u>-1</u> JCS 5505 形光ファイバ	-OM1、OM2、OM3、 <u>汎用</u> 情報配線 ケーブル 種類	設備一第1部	<u> </u>	標準仕様書	書に整	合		
		第2節 電線	保護物類									
		第3節 配線	器具									
P502	1.3.1	モジュラコネ クタ	以下の字句を変更 EM-UTPケーブルに <b>コネクタ</b> は、JIS <b>第1部:一般要件</b> 」 ジュラプラグとす	接続 <b>されす</b> る X 5150 <u>-1</u> 「棹 」の接続器具	<b>内汎用</b> 情報配	線システム	没備—	標準仕様書	書に整	合		
P502	1. 3. 5	LAN用コンセン ト	以下の字句を変更 LAN用コンセント/ <b>ム設備一第1部:</b> - <b>リ5</b> ) を満足する8	は、JIS X 518 <b>一般要件</b> 」の	接続器具に関	する要件 <b>_(</b> オ		独自内容の	)修正			
	1	第4節 端子	盤・機器収納ラッ	ク等								
P503	1.4.2	端子盤等	以下の字句を変更 (1)(イ)(i) 鋼板 理を施す又は同等 シレス鋼板製のも 準色により節数をを ① 鋼板の前、加す ② 鋼板はを施理 のよ塩処理を施理 のよった。 ② 表面見えがか	製キャビネッ <b>S以上の耐食性</b> のを除く。) <b>施す</b> 。 <b>!は、次のい</b> <b>後に、脱脂</b> - <b>!を用いる場</b>	生を有する鋼材 の塗装は、み <b>ドれかによる。</b> をびりん酸塩ダ <b>さは、脱脂を</b> が	変製のもの及 にによる製造 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<u>びステ</u> 者の標 コニウ	標準仕様書	書に整	合		

	項		主	な	改	定	内	容		/#=	考
	垻	目	改	定	内	容	改	定定	趣旨	備	4
P504 P505	1. 4. 4	端子類	以下の字句を変 (3)(7) JIS X ! <b>部:一般要件</b> 」 る。 (4)(4) JIS X ! <b>部:一般要件</b> 」 ものとする。	5150 <b>-1</b> 「 <b>構内汎</b> の接続器具に関 5150 <b>-1</b> 「 <b>構内汎</b>	する要件を満 <b>用</b> 情報配線 <b>ミ</b>	請足するものと <b>✓ステム設備</b> −	:す 独自 <b>-第1</b>	内容の	修正		
P505 P506	1. 4. 5	通信用SPD	以下の字句を変 (イ) <u>通信用</u> SPD 1.4.5による。 表1.4.5 通信用 (表は省略) (ウ) 通信用SPD	カテゴリC2の被 SPDカテゴリC2	の用途別性館	<u>8</u>		<b>社様書</b>	に整合		
		第5節 構内	情報通信網装置								
P507	表1.5.3	広域網(WAN) インタフェー ス	以下の項目を変 ○インタフェー ATM 広域イーサネッ	ス種別	_(100BASE=T	<b>X)</b> —	標準	仕様書	に整合		
P508	1.5.1	一般事項	以下の字句を追 (16) 時刻同期 「時刻同期装置	装置は、特記に	より設ける	ものとし、1.7	. <b>4.4</b> 標準	仕様書	に整合		
P510	1. 5. 6	統合脅威管理 (UTM)	以下の字句を追 UTMは、外部から 統合したものと 能は、特記によ <b>麦1.5.7 UTMの</b> (表は省略)	。の攻撃からシス し、 <b>基本機能は</b> る。			<b>猛燃</b>	仕様書	に整合		
P510	1. 5. 8	機器収納ラック	以下の字句を変 (エ) ラック内に ける。 <u>ただし、</u> ケース等を添付	には、 <u>単線</u> 接続図 <b>露出形でドアの</b>				内容の	修正		
		第6節 構内	交換装置								
		第7節 情報	表示装置				1			ı	
P515	1.7.1	一般事項	以下の字句を変 (7) 外箱を構成 製造者の標準色 なお、鋼板の前 (7) 鋼板は、カ ウム塩処理を施 (4) 表面処理銀	さする鋼板の表面 により仕上げと 処理は、次のい ロ工後に、脱脂及 す。	<u>す</u> る。 <b>ずれかによる</b> とびりん酸塩	る。 <u>処理又はジル</u>	標準	仕様書	に整合		
R1版	1.7.2	マルチサイン 装置	以下の項目を削 (3) LED表示盤 (以下省略)	-			標準	仕様書	に整合		
		第8節 映像	・音響装置								
R1版	1.8.1	一般事項	以下の表を削除 表1.8.1 映像信 表1.8.2 映像信 表1.8.4 映像信 合)	<del>言号の接続条件</del> 言号の接続条件				仕様書	に整合		
		第9節 拡声	装置				·				

	項	B	主	な	改	定	内	Ź	ř		備	考
	垬	Ħ	改	定	内	容		改定	趣	加	7)H	45
		第10節 誘導	支援装置									
P525	1. 10. 3	インターホン	以下の字句を変更 (イ) 玄関子機は、 等級 (IPコード)	JIS C 0920		具の外郭によ	る保護	由内容0	)修正			
P526	1. 10. 6	トイレ等呼出装置	以下の字句を追加 (ウ) 呼出表示灯 (a) 呼出確認が (b) ブザー付呼と	<u>は、次による。</u> できるものとす	たる。	<u>特記による。</u>	"	栗準仕様書	書に整	合		
P526	1. 10. 7	受付呼出装置	以下の字句を変更 (ウ) 表示盤は、ま <b>呼出し番号等</b> を表	長示窓に <b>発光</b> 夕	<del>【イオード等</del> 」	<b>LED</b> で <u>、</u> 待ちノ	人数 <u>、</u> 楞	票準仕様書	書に整	合		
P527	1. 10. 11	インターホン オートロック 装置	以下の字句を変更 (5)(x) <b>屋外に設</b> 器具の外郭による る。	<b>置する</b> 集合玄				独自内容 <i>0</i>	)修正			
R1版	1. 10. 13	電気制御式宅 配ボックス装 置	以下の項目を削除 (1) 住棟内の共身 等の受け渡しを無 スについて適用す	<del>用部分(エン)</del> <del>○人で行える、</del>				独自内容 <i>0</i>	)修正			
		第11節 テレ	ビ共同受信装置									
P527	1. 11. 2	機器	以下の字句を変更 (7) 混合 (分波) は、 <b>FFF型</b> 接栓と 機械器具の外郭に る。 (ウ) テレビ端子 <b>J</b> とする。	器、分岐器、 し、屋外に用 よる保護等級	いるものは、 (IPコード)	JIS C 0920 」によるIPX	「電気 3 <u>4</u> とす	票準仕様書	書に整	合		
P527	1. 11. 3	/ / / //	以下の字句を変更 (1) アンテナの約よる保護等級(IP表1.11.1 アンテ注 * 亜鉛 <b>付着場</b> めっき」に規定すしたものとする。 (3) 支持金具等に「溶融亜鉛めっきを施した鋼	合電部は、JIS コード)」に ナマスト <b>&amp;350g/m²膜厚</b> る <b>HDZ35HDZT4</b> は、亜鉛 <b>付着</b> 」に規定するI	よるIPX <b>34</b> と <sup>・</sup> <b>49μm</b> (JIS H <b>9</b> )以上の溶 <b>k</b> 350g/m <sup>2</sup> 膜厚 HDZ35HDZT49	する。 8641「溶融重 融亜鉛めっき <b>[49<sub>1111</sub></b> (JIS H ) 以上の溶融	E鉛 標を施 8641	票準仕様書 IS改正	書に整	合		
		第12節 テレ	ビ電波障害防除装置	置								
P528	1. 12. 1	一般事項	以下の字句を変更 (1) テレビ電波 <sup>®</sup> ヘッドエンド、機 再 <b>送信<u>放送</u>を行</b> う	章害防除装置に 器収容箱等に	――― は、機器(分峰 より構成し、	亜番、分配器 テレビ放送₫	等)、 ()同時	栗準仕様書		合		
P528	1. 12. 2	機器	以下の字句を変更 (7) 保安器、分泌 は、 <b>F形P型</b> 接栓又 るものは、JIS C (IPコード)」に	支器、分岐器、 はフィッティ 0920「電気機	ングコネクタ 械器具の外郭	とし、屋外に	ニ用い ┃ <sup>饧</sup>	票準仕様書	書に整	合		

	項	П	主	な	改	定	内		容		備	考
	坦	目	改	定	内	容		改	定 走	1 旨	7月	与
		第13節 監視	カメラ装置								_	
P528 P529	1. 13. 1	一般事項	以下の字句を変更 (2) 伝送方式は、式、デジタル同軸 の区分は、特記に (7) アナログ伝: 式は2:1インター インピーダンスに (2)(外)(a) 伝送 即方式とする。	アナログ伝達 伝送方式又は よる。 送 <b>方式の映像</b> ( ・レス、走査線 は75Ωとする。	これらを併用 <b>言号は、NTSC</b> <b>数は525本、</b> -	したものとし <b>方式とし、走</b> レベルは1V( <sub>I</sub>	、そ <b>査方</b> )=p)、	標準仕様	後書に	整合		
P529	1. 13. 2	カメラ	以下の字句を変更 (4) フリッカ補」 る。 表1.13.1 カメラ ○画質/解像度/標準SD/640720×日か/1,280×720以フルHD/1,920×1 備考 解像度が2,2.01x以下とする。 注 * 最低被写	正機能 <b>及び逆</b> の性能 最低被写体照 (240480以上/ 上/20.11x以 1,080以上/20 560×1,440以	度 <sup>*</sup> ( <b>30.1</b> ]は以下 下 . <b>.5</b> ]な以下 <b>上の場合は、</b>	最低被写体,		標準仕様独自内容				
R1版		<del>カメラの性能</del> カメラの性能	左記の表を削除し	た。				独自内容	ぎの修	正		
R1版	1. 13. 4	録画装置	以下の字句を削除 (1) デジタル記 (以下省略)		は、次による。	<u>o</u>	:	独自内容	ぶの修	E		
P529 P530	1. 13. 4	録画装置	以下の字句を変更 (3) 入力電源が 保持できるものと (6) (x) NTSC方式 (7) 構内情報通し、制御、閲覧等	<ul><li></li></ul>	<u>取込む場合に</u> して外部から	t、特記による 録画装置に接	<u>ა</u>	標準仕様	養書に	整合		
R1版	1. 13. 5	その他の機器	以下の字句を削除 (4) アナログ伝: (以下省略)		る機器は、次	による。	:	標準仕様	後書に	整合		
		第14節 駐車	場管制装置									
			· 入退室管理装置									
	I	第16節 自動	1				Ι				I	
P534	1. 16. 1	一般事項	以下の字句を変更 (7) 機器を収容・ 表面見えがかり部 る。 (7) 外箱を構成・ すものを除く。) (a) 鋼板は、加・ ム塩処理を施理鋼 (b) 表面処理鋼 (f) 仕上げ色は	するキャビネッ <b>3分の仕上げ</b> は <b>する鋼板(溶解</b> の前処理は、 工後に脱脂及で - 板を用いる場	、 <u>次によ</u> 製造 映亜鉛めっき 次のいずれか びりん酸塩処 合は、脱脂を	告者の標準色 等の表面処理 いとする。 理又はジルコ 施す。	<u>とす</u> !を施	標準仕様	美書に	整合		
P536	1. 16. 15	その他の機器	以下の字句を変更 ( <b>21</b> ) 24V用消火 表示灯のグローフ は、自己消火性の	全表示灯等には 、				標準仕様	養書に	整合		

	~#	-		主	な	改	定	内		容			/	-tz
	項	目		改	定	内	容		改	定	趣	目	備	考
		第17節 自動	协閉鎖装置	(自動閉鎖	幾構)									
		第18節 非常	常警報装置											
		第19節 ガン	ス漏れ火災警	幹報装置										
		第20節 外網	泉材料											
P540	1. 20. 1	電柱	STK400、S 耐候性を有 なお、粉を 8641「溶隔	柱の材質に TK490又はに すするもの 本塗装の場 独亜鉛めっ きを施した	t、JIS G 3 STK500に粉 とする。 合は、亜鉛 き」に規定 後に、 <b>第1</b> %	444「一般構造 体塗装又は樹 <b>付着量350g/i</b> する <del>IDZ35<u>ID</u>Z</del> <b>IBZ. 7. 1 「一般</b>	脂系被覆を加 a <sup>2</sup> 膜厚49μm( ZT49)以上の	施し、 JIS H 溶融	標準仕 独自内 JIS改ī	容の値		<u>4</u>		
		第21節 機材	オの試験											
R1版	1. 21. 1	試験	注 *2 4	誘導支援 <b>インターホ</b> 器 <mark>姿図、系</mark>	後装置の試駅 <b>ンオートロ</b>	<sup>倹</sup> <del>ソック装置は、</del> F図等)を監督	<u>設計図書(</u> F職員に提出	<del>システ</del> し、承	独自内	容の値	多正			
	第2	章 施工												
		第1節 共記	通事項											
P548	2. 1. 1	電線の接続	以下の字句 (ウ) EM-同 は、 <b>F形</b> F型	司軸ケーブ	、 ル <mark>、同軸ケ</mark>	· <b>ーブル</b> 等の相	国互接続及び姉	端末	標準仕	様書は	こ整介	À		
P549	<u>2. 1. 11</u>	機器の取付け	左記の項目	目を追加し	た。				標準仕	:様書(	こ整合	â		
		第2節 金属	<b>属管配線</b>											
P550	表2. 2. 1	隠ぺい配管の 位置ボックス 及びジョイン トボックスの 使用区分	以下の字句 ○用途 壁掛形 <b>子師</b>						独自内	容の値	多正			
R1版	表2. 2. 1	隠ぺい配管の 位置ボックス 及びジョイン トボックスの 使用区分	以下の項目 〇用途 <b>壁掛形表え</b> 押しボタン	<del>器</del>					独自内	容の	多正			
		第3節 合原	戊樹脂管配 <b>縛</b>	艮(PF管,	CD管及	び硬質ビニル	管)							
		第4節 金属	属製可とう電	意線管配線										
		第5節 金属	属ダクト配紡	Į.										
		第6節 金属	属線び配線											
		第7節 ケー	ーブル配線	(光ファイ/	ベケーブル	を除く。)								
		第8節 光	ファイバケー	ブル配線										
		第9節 床_	上配線											
		第10節 架	2配線											
		第11節 地	中配線											

	項	П	主	な	改	定	内		容		/#=	考
	垻	目	改	定	内	容		改	定	趣旨	一 備	与
P557	2. 11. 3	管路等の敷設	以下の字句を変更 (2) <b>地中配線に</b> 頂と地表面 (舗装け、おおむね2mの) なお、地中配線に	は、標識シー のある場合は 間隔で用途を	、舗装下面) 表示する。	のほぼ中間に	こ設	独自内	客の何	修正		
		第12節 接地										
		第13節 構内	情報通信網設備									
		第14節 構内	交換設備									
		第15節 情報	表示設備									
		第16節 映像	• 音響設備									
		第17節 拡声	設備									
		第18節 誘導	支援設備									
		第19節 テレ	ビ共同受信設備									
		第20節 テレ	ビ電波障害防除設備	带								
		第21節 監視	カメラ設備									
		第22節 駐車	場管制設備									
		第23節 防犯	・入退室管理設備									
		第24節 自動	火災報知設備									
P562	2. 24. 2	機器の取付け	以下の字句を変更 (5)(t) 空気管は の発熱体 <b>から原則</b> する。 (6)(t) 熱電対は の発熱体 <b>から原則</b> する。	、暖房用配管 <b>として0.3m</b> ら 、暖房用配管	<del>【上離して<u>と接</u> ・</del> 、暖冷房用 <b>給</b>	<u> 気吹出口、</u>	<u>に</u> 敷設 その他	標準仕	様書(	こ整合		
		第25節 自動	閉鎖設備(自動閉鎖	鎖機構)								
		第26節 非常	警報設備									
		第27節 ガス	漏れ火災警報設備									
		第28節 施工	の立会い及び試験									
P566	表2. 28. 5	構内情報通信網設備の試験	以下の字句を変更. ○試験種類/試験! パケット送受信機. イッチ間において 64Byte) を連続し特記による。 パケット送受信機! のアクセスポインし、受信できるこ	内容/試験数能/ <b>幹線用</b> ス IPパケット て送信し、 <b>相</b> 能/ <b>スイッチ</b> ト間において	イッチ(コア *-(原則とし <sup>*</sup> # <b>手先で確実</b> に *から通信コネ ご、IPパケット	<del>でデータ長</del> -受信できる。 <b>・クタ又は無</b>	こと/ 線LAN	独自内	容の何	修正		
	第7編	中央監視制御	即設備工事									
	第1	章  機材										
		第1節 共通	事項									
		第2節 警報	盤									
P569	1. 2. 4	器具類	以下の字句を変更 (3) 表示窓には、 示の種別を示す文 <sup>2</sup> <b>発光ダイオード</b> LE	アクリル樹脂 字、記号を刻				標準仕	様書は	こ整合		

	項	В	主	な	改	定	内		容			備	考
	垻	目	改	定	内	容		改	定	趣	旨	1)用	与
		第3節 簡易	形監視制御装置										
P570 P573	1.3.1	一般事項	以下の字句を変更 (1) 簡易形監視制 録装置、電源装置 <b>部又は大部分を一 各装置の一部又は</b> 以下の字句を追加 (3) 通信用SPDは 「通信用SPD」によ	削御装置は、 等の全部又は 体形とし、機 全部を一体と した。 、特記により	一部により 構 器の監視制役 <b>することが</b> つ	構成し、 <b>各装制</b> 卸を行う。 <u>た</u> だ できる。	<u>その全</u> だし、	標準付	上様書	に整	合		
P570 P573	表1.3.1	監視制御装置 の機能	以下の字句を変更  〇名称/機能 オペレンス 機能 オペレンス 緊  処方法、 以下の字句を能 <b>でカウン</b> ト <b>でカウン</b> ・ 関係を与えい ・ 大きない ・ 大きな	イダンス/ <b>異</b> 作 作、等を表示 した。 <b>能/シ</b> 限がシ <b>ンのが</b> ラ <b>がたスのが</b> <b>から</b> <b>がったと</b> <b>ルーと</b> <b>のを</b>	並びに等、 置上に表示す にアクセス・ 等)を行う。 ふとアクセン 種操作(ロッ	は 素 素 素 生 は に は に に に に に に に に に に に に に	<b>ま</b> の対 理は <b>番</b> 証 アウ	標準仕	七様書	に整	合		
P574	1. 3. 4	記録装置	以下の字句を変更 (1) 簡易型監視 は、製造者の標準 (2) 帳票用印字装 印字装置は、メッ 上の単票に英字、 ラーで印刷型監視制 準とする。 なお、印字方式は (ア) インクのカー る。 (b) インクがなく り表示できるもの (イ) 電子写真方式 (a) レーザー方式 (b) 用紙カセッ	制御装置に内が とする。 を置は、特記は セージ印字、 数字、かな、 ものとし、自 御装置に内蔵 、トナリッを 、トナリッたは、 、なっる。 と とする。 と とは、と と と と に は に く と と と と と と と と と と と 、 と と 、 と と 、 と と 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し 、 と し と と と と	こよる。 を行うもの。 記号、漢字、 はされる印字が 次による。 色ごとに交 は、自動的に る。	とするほか、 図形、表等 時配による。 <b>装置は、製造</b> <b>換可能なも</b> の メッセージ等	A4判以 を力 ただ 者の標 )とす	標準付	七様書	に整	合		
		第4節 監視	制御装置										
P575	1. 4. 1	一般事項	以下の字句を追加 (3) 通信用SPDは 「通信用SPD」に	、特記により	設けるものと	とし、第6編1.	4.5	標準付	上様書	に整	合		
P575	1.4.2	監視操作装置	以下の字句を追加 (イ) <b>表示装置は、</b> とし、各種設備機 かりやすく図形に 態、発停、計測値 (a) グラフィック	_グラフィック 器の単線接続 より表示する <b>等の表示を行</b>	図、配管・タ <b>ほか、監視制</b> うものとし、	ブクト系統図等 <b>削御対象の機</b> 構	<sup>等を分</sup> <b>器の状</b>	標準付	上様書	に整	合		

	項	B	主	な	改	定	内		容	3		備	考
	· ·	H	改	定	内	容		改	定	趣	旨	VHI	77
P575	1.4.4	記録装置	以下の字句を変更 (1) 印字装置は とするほか、A44 字、図形、表等を 特記に即字方式に (ア) インクの る。 (b) インクの る。 (c) インクの る。 (d) 写真式式より (a) 印字放立。 (a) 印字放立。 (b) 用細印字装置 器の動作、故障等	、メッセージ 別以上の単票に とカラーで印刷 は、次1.3.4 「 ット式は、次 ートリッジは、 くなった場合 ひとする。 トレーザー自動 は、A4判以上・	英字、数字、 lできるものと 記録装置」(で による。 、 色ごとに交 は、自動的に る。 にはLED式とす 給紙が可に文字	かな、記号、 : し、印字方: ) 及び(イ) に 』 換可能なもの メッセージ等 こ。 ものとする。 、記号等に 』	、 漢は、る。 シとす より としま	標準化	七様書	なに整	合		
		第5節 機材	の試験										
P576	1. 5. 1	試験	以下の字句を追加 (5) <b>通信用SPD</b> の <b>3。</b>	-	編1.21.1「試	験」(1)(イ) に	<u>:</u> ‡	標準仁	上様書	帯に整	合		
	第2	章 施工											
		第1節 据付	け										
		第2節 配線											
		第3節 施工	の立会い及び試験	į									

3. 機械編

## 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 【機械編】 主な改定内容一覧

	75	<del>-</del> -	主な改定内容		/+t- <del>-</del> -t-
	IJ	<b></b> 目	改定内容	改定趣旨	備考
			機械編		
	全般				
_	_	各編共通	官庁営繕「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下、標準仕様書)に合わせて改定した項目については、令和4年度版公住仕改定対比表を参照。	標準仕様書改定と整合	
É	第1編	一般共通事項			
-	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
P 581	1. 1. 1	適用	青字(公住仕独自)→黒字(標準仕様書と共通)に 一部改定	標準仕様書との共通部分 の明確化	
P 591	1. 7. 3	保守に関する資料	(3) 取扱い説明書を備える住戸内機器 浴槽蓋 → 浴槽 <u>ふた</u> に改定 ガスコック → <u>ガス栓</u> に改定	「ふた」に名称統一 「栓」に名称統一	
Ê	第2編	共通工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
	2. 1. 2	管及び継手			
P 600	2. 1. 2. 1	冷温水及び冷却水用	(7) 冷温水及び冷却水管の規格は、表 2.2.1 によるものとし、管材は特記による。 <del>なお、住棟セントラ</del> <del>小暖房方式は本項による。</del>	住棟セントラル暖房方式 は、新規採用事例が少な いため削除し特記対応と する	
P 604	2. 1. 2. 5	給水、給湯、消火 及び住戸内暖房用	表 2.2.6 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管 JIS G 5526 ダクタイル鋳鉄管 JIS G 5527 ダクタイル鋳鉄異形管 JWWA G 113 水道用ダクタイル鋳鉄管 JWWA G 114 水道用ダクタイル鋳鉄異形管 JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管 JWWA G 121 水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管	標準仕様書から鋳鉄管が 削除されたが、公住仕か らの削除は時期尚早と判 断し、今回の改定では削 除見送り(改定なし)	
P 605	2. 1. 2. 5	給水、給湯、消火 及び住戸内暖房用	表 2.2.7 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管の継手注)2. 鋼管及び外面被覆鋼管継手の <del>JIS B 2311 で PY400 のもの、</del> JIS B 2312及びJIS B 2313は、JPF SP 011 (鋼製突合せ溶接式亜鉛めっき管継手) による亜鉛めっきを施したものとする。	JIS B 2311 PY400 は採用 事例がないため削除	
P 609	2. 1. 2. 6	排水及び通気用	表 2.2.8 排水及び通気管 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 <u>FS-VP</u> <u>JIS K 6741 と寸法、性能が同等で国土交通大臣認定</u> <u>のもの</u>	FS-VPは商標のため削除 し、大臣認定を追記	
P 609	2. 1. 2. 6	排水及び通気用	<ul><li>(ウ) ルームエアコンディショナのドレン管は次による。</li><li>(b) ドレンホース<u>及びドレン排水用レール</u>は、耐久性、耐候性に優れた樹脂製とし、<u>製造者の標準品</u>とする。</li></ul>	「ドレン排水用レール」 は設備工事ではないため 削除 「製造者の標準品」を削 除	
P 610	2. 2. 1	一般用弁及び栓	(f) 給水用の電磁弁は、 <u>JIS B 8471(水用電磁弁)</u> <u>によるもので、</u> 直動形 <u>又はパイロット形</u> でコイル部 が交換可能な構造とし、水撃緩和機能を有したもの とする。	JIS B 8471 (水用電磁 弁) の適用範囲は、工業 用水の電磁弁と定義され ており、給水用とは合致 しないため削除	

	<b>.</b>	<b>*</b> D	主な改定内容		/+++ - <del> -</del> y
	Ţ	頁 目	改定内容	改定趣旨	備考
P 616	2. 2. 12	絶縁継手	2.2.12.1 異種金属接触防止用 (1) 異種金属接触防止継手の設置箇所及び仕様は、2.5.16「異種管の接合」によるほか、特記による。 2.2.12.2 コンクリート/土壌マクロセル腐食防止用建物導入部に使用するマクロセル腐食防止用の絶縁継手は、継手の絶縁部有効長さが500mmかつ呼び径の10倍以上とする。	異種金属接触防止用の絶 縁接手と、マクロセル腐 食防止用の絶縁接手は、 使用目的(腐食の原 理)、使用箇所、仕様・ 規格などが異なるので、 区別して記載	
P 619	2. 2. 30	防食材	表 2.2.13 防食材料 ポリエチレンスリーブ JWWA K 158「水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレ ンスリーブ」(厚さ0.2mm)のものとする。	2.7.3 (防食処理) (4)に 記載されているので、防 食材料として追加	
P 619	2. 2. 31	雑材料	(7)・・・・なお、管支持材に組み込む防振ゴムは、 JIS K 6386「防振ゴムーゴム材料の区分」によるクロロプレンゴム (硬度 50~55) <u>又はエチレンプロピレンゴム (EPDM)</u> とする。	標準品としてEPDMを使用 しているメーカーがあ り、耐候性に優れるため 追加	
P 643	2. 9. 6	追焚配管及び浴槽	(1) 足次配目は配目元丁俊、小庄内衆人は主义上内 験を実施し、その試験成績書を監督職員に提出す る。 なお、試験圧力は0.15MPaとし、水圧試験の保持時間 は30分以上、空気圧試験の保持時間は15分以上とす る。	追焚配管に空気圧試験を 追加	
P 653	3. 1. 4	空気調和設備工事の保温	(2) 表 冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さ	標準仕様書は「液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。」(2編2.1.2.4)が削除され液管の最低保温厚10mmとなったが、公住仕でのルームエアコン用としては8mmのままとする	
<del></del>	第3編	空気調和設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
P 727	1. 16. 1	一般事項	(1) この即は、住宅に取画する吸用方成幅のする、 主に住戸セントラル暖房方式、 <u>住棟セントラル暖房</u> <u>方式</u> 及びルームエアコンディショナについて適用する。	住棟セントラル暖房を削 除	
_	(旧) 1.16.3	住棟セントラル暖 房方式	住棟セントラル暖房方式は特記による。	住棟セントラル暖房を削 除	
P 736	2. 1. 25	ルームエアコン ディショナの設置	・・・・なお、防振ゴムによる場合は、JIS K 6386「防振ゴムーゴム材料の区分」によるクロロプレンゴム (硬度 50~60) <u>又はエチレンプロピレンゴム</u> (EPDM) とする。	標準品としてEPDMを使用 しているメーカーがあ り、耐候性に優れるため 追加	
P 736	2. 1. 26	換気扇類の据付け 及び取付け	(7) 換気扇類は、 <u>原則として</u> スラブ下面からの吊り 金具に防振を考慮して取付ける。	上階のスラブ下面が高い 場合があるため「原則と して」を追記	
复	第4編	自動制御設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
É	第5編	給排水衛生設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
P 763	1. 1. 2	衛生陶器及び附属品	表 5.1.1 衛生陶器及び附属品 小便器の種別に節水区分の <u>「I形」「Ⅱ形」</u> を追加	JIS A 5207 改定(2022年 8月)で小便器に節水区分 が追加されたため追記	

項目			主な改定内容		/ <u>世</u> 士
	項目		改定内容	改定趣旨	備考
_	1. 3. 8	貯湯式電気温水器	<u>(5) 電気温水器(家庭用)は、次による。</u> <del>(7)~(h)</del> 項目削除	(5)電気温水器(家庭用) 新規採用はないため削除	
74	1. 3. 10. 1	風呂がま	住宅で使用する風呂がまは、次によるほか、品質及 び性能は、特記による。	削除を検討したが、要望 により現行のままとした	
88	1. 5. 13	消火器	消火器は、 <u>第3種粉末消火器(A・B・C 火災用)</u> 粉末 (ABC) 消火器又は強化液消火器とし、 <u>日本消防</u> <u>検定協会の合格証票が貼付された</u> 消防法に適合した <u>旨の表示がある</u> ものとする。	検定は登録検定機関又は 日本消防検定協会なの で、限定しない表現に改 定	
88	1. 5. 14	移動式粉末消火	か切込め不用へ取備が用入りでは、 <del>3.0 種的不(Mac)</del> とし、消防法に定める登録認定機関の認定品とす <u>る。</u> 1.5.9.1 (消火剤) による。	登録認定機関の認定品は ないため削除し、1.5.9.1 (消火剤) を参照	
94	1. 7. 1	排水金具 一般事項	(2) 材質は、鋳鉄製品にあっては・・・・ また、樹脂製品にあっては、耐熱樹脂製(ABS、ポリプロピレン等)とする。	ポリプロピレンは ABSよ り耐熱温度 (120℃以上) に優れているため追加	
94	1. 7. 9	洗濯機用防水パン	(旧ウ)・・・・防水パン立上り部に、耐水ラベル、ステッカー等で次の表示を行う。 (a) 製造所(略号でも可)製品番号及び製造年月日	旧(ウ)(a)は他の衛生器具 では表示することになっ ていないため削除	
_	旧 1.7.10	洗濯機用排水トラップ	本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂 (ABS 樹脂等) 製とし、 ストレーナーは黄銅製ニッケル―クロムめっき仕上 げ、ステンレス製又は耐熱樹脂 (ABS 樹脂等) 製と する。また、非防水の本床等に設けるトラップのス トレーナーは泡の出ない形状とする。	スラブ下排水の場合や洗 濯機パンなしの排水ト ラップの項目で、新規に 採用はないため削除	
_	旧 1. 7. 11	流し用トラップ	流し用トラップの本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂(ABS 樹脂等)製のわん型を標準とし、ストレーナーは黄 銅製ニッケルークロムめっき仕上げ、ステンレス製 又は耐熱樹脂(ABS 樹脂等)製とする。	流し用トラップ単体を機 械設備工事で新規に設置 することはないため削除	
00	2. 2. 3. 5	潜熱回収型給湯器	・・・・・ また、乾式壁(ALCパネル等)の壁面に機器を 設置する場合は、機器の荷重を乾式壁に負担させる ことなく、機器の振動が壁面に直接伝わらないよ う、近傍の躯体(RC 柱・梁・壁等)から鋼材等を用 いて取付ける。	乾式壁面への設置につい ての記載を追加	
Í	第6編	ガス設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
ļ	第7編	さく井設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
Ĵ	第8編	浄化槽設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
ļ	第9編	昇降機設備工事			
_	_	全体	標準仕様書の改定と整合	_	
_	2・3章	普及型エレベー ター 一般エレベーター	2章→3章 一般エレベーター 3章→2章 普及型エレベーター	一般エレベーターと普及型エレベーターの順序入替(標準仕様書の改定と整合)	
Ĵ	第10編	機械式駐車設備工事	1 1 1		
		全体	標準仕様書の改定と整合		

項目			主な改定内容		備考
項目		₹ □	改定内容	改定趣旨	佣石
P 882	1. 1. 1	一般事項	・・・・ほか、 <u>駐車場法に基づく技術的基準に従い審査された認定品とする。</u> 「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」 ((公社)立体駐車場工業会) (以下「認証基準」という。)に適合するものとする。また、安全基準に関しては、JIS B 9991「機械式駐車設備の安全要求事項」による。	「認定品」は平成26年以前の旧制度に基づく記載のため削除し、機械式駐車設備の安全要求事項(JIS B 9991)がH29年に制定されたため追記	
P 886	2. 2. 11	性能試験	表 10.2.2 安全装置の作動確認試験(試験項目) 自動車の停止位置規制装置、各種インターロック、 非常停止装置、行過ぎ制限装置、搬器降下制御装 置、自然降下保護装置、停電時の制動装置、 <u>出入口</u> <u>扉等の安全装置</u>	安全装置(ゲート・検知 装置)にかかる試験項目 として追加	